

# 大阪市ウェブアクセシビリティガイドライン

～高齢者や障がいのある人、すべての人に伝わる情報発信を～



第 10 版

政策企画室市民情報部広報担当

# 目 次

<b>1</b>	<b>ガイドラインの目的と対象</b>	
1. 1	本ガイドラインの目的	4
1. 2	本ガイドラインの適用範囲	4
1. 3	ウェブアクセシビリティについて	4
1. 4	根拠となる規格	4
1. 5	配慮の対象となる利用者	5
1. 6	目標とするウェブアクセシビリティ適合レベル・達成基準	5
1. 7	本ガイドラインの改訂について	5
<b>2</b>	<b>基本的な心構え</b>	
2. 1	共通のルールに基づいて作成、運用、管理を行う	6
2. 2	ホームページ全体としての統一感が保たれるように留意する	6
<b>3</b>	<b>ページ作成時に注意すること</b>	
	ページの見方	8
3. 1	情報を見やすくするための配慮	
● 3. 1. 1	文字色と背景色の組合せ、コントラストに配慮する	9
● 3. 1. 2	スタイルシートを適切に使用する	12
● 3. 1. 3	文字サイズは利用者が変更できるようにする	13
● 3. 1. 4	読みやすい文字サイズ、フォント、行間を指定する	14
3. 2	情報を探しやすくするための配慮	
● 3. 2. 1	適切なページタイトルをつける	15
● 3. 2. 2	共通のナビゲーションの仕組みを用いる	17
● 3. 2. 3	現在位置を把握するための仕組みを用意する	18
● 3. 2. 4	共通のメニューを読みとばす仕組みを用意する	19
● 3. 2. 5	複数の探索手段を用意する	20
● 3. 2. 6	文書の見出しを適切に分ける	21
● 3. 2. 7	箇条書きはCMSの箇条書き機能を使う（HTMLで表現する）	23
3. 3	ホームページ内を快適に移動できるようにするための配慮	
● 3. 3. 1	リンク箇所は、識別と選択のしやすさに配慮する	24
● 3. 3. 2	リンクの表現は、リンク先を予測できる内容にする	26
● 3. 3. 3	PDFなどHTML以外のファイルにリンクを設定する場合は、分かりやすさに配慮する	28
● 3. 3. 4	ホームページ内のリンクと、外部へのリンクを区別する	30
● 3. 3. 5	別ウィンドウを開く場合は、利用者が選択できるようにする	32
3. 4	情報の内容を理解できるようにするために	
● 3. 4. 1	読みの難しい言葉に読み方を併記する	34

● 3. 4. 2	専門用語、省略語、流行語は多用しない	35
● 3. 4. 3	外国語は多用しない	36
● 3. 4. 4	分かりやすい説明、表現を心がける	37
● 3. 4. 5	データを表すための表組みを分かりやすく作る	38
● 3. 4. 6	レイアウトは読み上げ順に配慮して構成する	40
● 3. 4. 7	フレームは原則として使用しない	42
● 3. 4. 8	ページの自動更新や自動的な移動は行わない	43
<b>3. 5 情報を支障なく読みとれるようにするために</b>		
● 3. 5. 1	規格及び仕様に準拠する	44
● 3. 5. 2	言語コードと文字コードを指定する	45
● 3. 5. 3	機種依存文字は使用しない	46
● 3. 5. 4	単語の間にスペースや改行を挿入しない	47
● 3. 5. 5	画像に適切な代替テキストを用意する	50
● 3. 5. 6	音声で情報を提供する場合は、音声で伝える情報の内容をテキストで用意する	53
● 3. 5. 7	動画で情報を提供する場合は、動画で伝える情報の内容をテキストで用意する	54
● 3. 5. 8	Word、Excel、PowerPoint 形式のファイル提供には細心の注意をはらう	55
● 3. 5. 9	Word、Excel、PowerPoint などで作成した HTML 文書は掲載しない	56
● 3. 5. 10	PDF は極力使用せず、使用する場合は作成方法、提供方法に配慮する	57
● 3. 5. 11	Flash は原則として使用しない	58
● 3. 5. 12	色だけに依存した情報提供はしない	59
● 3. 5. 13	形または位置のみに依存した情報提供はしない	61
<b>3. 6 入力や操作を支障なく行えるようにするために</b>		
● 3. 6. 1	キーボードだけですべての操作が行えるようにする	63
● 3. 6. 2	入力フォームは分かりやすく作成する	64
● 3. 6. 3	フォームの入力内容を確認し、取り消しや修正が可能な仕組みを用意する	65
● 3. 6. 4	閲覧や操作、入力に制限時間を設定しない	66
● 3. 6. 5	JavaScript を使用する場合は、様々な利用者に配慮する	67
<b>3. 7 危害や苦痛を与えないために</b>		
● 3. 7. 1	画面の激しい点滅は行わない	68
● 3. 7. 2	表示内容の移動や変化について注意する	69
<b>4 SNS の埋め込みプラグインを利用して情報提供する場合</b>		
4. 1	SNS の埋め込みプラグインを利用して情報提供する場合もウェブアクセシビリティに配慮する	70
<b>5 スマートフォン利用者への配慮</b>		
5. 1	スマートフォン利用者に配慮する	71
<b>6 用語の説明</b>		
7 JIS X 8341-3:2016 達成基準・適合レベル 76		
8 (参考) JIS 規格の次期改正の見通し 82		

<b>8. 1 知覚可能</b>	
● 8. 1. 1 表示の向きを制限しない	84
● 8. 1. 2 入力フォームは目的を特定できる	85
● 8. 1. 3 スマートフォン表示で横スクロールが発生しない	86
● 8. 1. 4 文字以外の隣接する色どうしの組み合わせ、コントラストに配慮する	87
● 8. 1. 5 テキストの間隔を広げられる	89
● 8. 1. 6 追加表示されるコンテンツを制御できる	90
<b>8. 2 操作可能</b>	
● 8. 2. 1 文字キーのみのショートカットを提供しない	91
● 8. 2. 2 フォーカスが隠れないようにする	92
● 8. 2. 3 1本指で操作できるようにする	93
● 8. 2. 4 指を離したときに実行されるようにする	94
● 8. 2. 5 目に見えるラベルとプログラムの名前を一致させる	95
● 8. 2. 6 動きによる操作はその他の方法でも操作できる	96
● 8. 2. 7 ドラッグすることなく操作できる	97
● 8. 2. 8 操作できる箇所は十分な大きさにする	98
<b>8. 3 理解可能</b>	
● 8. 3. 1 共通のヘルプの仕組みを用意する	99
● 8. 3. 2 同じ情報を繰り返し入力しない仕組みを用意する	100
● 8. 3. 3 ログインしやすい仕組みを用意する	101
<b>8. 4 堅牢 (Robust)</b>	
● 8. 4. 1 ステータスメッセージが読み上げられるようにする	102
<b>9 大阪市ウェブアクセシビリティ方針</b>	103

## 1 ガイドラインの目的と対象

### 1. 1 本ガイドラインの目的

「大阪市ウェブアクセシビリティガイドライン」(以下、本ガイドラインという)は、日本産業規格(JIS X 8341-3:2016)及び総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン(2024年版)」をふまえ、大阪市がホームページにおいて高齢者・障がいのある人を含め、すべての人々の利用のしやすさに配慮した情報提供を行うため、ホームページの作成を行う際に注意すべき点について、詳しく解説したものです。大阪市ホームページを通じた情報発信のさらなる充実を、本ガイドラインの目的と位置づけます。

### 1. 2 本ガイドラインの適用範囲

大阪市では、ホームページ運用管理システム(CMS)を用いてホームページを管理しています。本ガイドラインは、基本的にCMSで管理しているページを対象としますが、それ以外の大阪市ホームページ(<https://www.city.osaka.lg.jp/>ドメイン)や大阪市関連の全てのホームページにおける情報発信にも適用されることが望ましいと考えています。(したがって、CMS外コンテンツに関する事項も記載しています。)

### 1. 3 ウェブアクセシビリティについて

「ホームページを利用するすべての人が、心身の機能や利用する環境に関係なく、ホームページで提供されている情報やサービスを利用できること」をウェブアクセシビリティといいます。ホームページで提供される情報やサービスが急速に拡大する中、ページの作成方法が原因で、高齢者や障がいのある人などが情報やサービスを適切に利用できないという問題が生じています。ウェブアクセシビリティはそのような問題が生じないように、利用者誰もが等しく情報へアクセスできることに配慮しながら、ページを作成し運営する考え方です。

### 1. 4 根拠となる規格

わが国では、平成16年6月にウェブアクセシビリティに関する国内の標準規格であるJIS X 8341-3:2004「高齢者・障害者等配慮設計指針 ー 情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス ー 第3部:ウェブコンテンツ」(以下、JIS X 8341-3:2004)が制定されました。その後、国内外のウェブ制作技術の変化等を踏まえた全面改正が行われ、平成22年8月20日にJIS X 8341-3:2010、平成28年3月22日にJIS X 8341-3:2016として改正公示されました。国、地方公共団体等の公的機関ホームページは、障害者差別解消法、障害者基本法及び産業標準化法に基づき、JIS X 8341-3:2016に対応し、ウェブアクセシビリティに配慮することが求められています。

令和5年10月5日に、JIS X 8341-3:2016の基となっているウェブアクセシビリティの国際標準「Web Content Accessibility Guidelines (WCAG)」の最新版2.2が勧告され、2025年9月にISO/IEC 40500:2025として採用されたことを受け、近い将来にJIS X 8341-3は、対応ルールが増える形で改正される見込みです。

総務省はJIS X 8341-3の改正に備え、令和6年5月に「みんなの公共サイト運用ガイドライン(2024年版)」を公表しました。公的機関は運用ガイドラインにより、JIS X 8341-3:2016に加え、WCAG2.2の基準への対応をできる限り推進することが求められています。

## 1. 5 配慮の対象となる利用者

本ガイドラインは、大阪市ホームページを訪れるすべての利用者を配慮の対象とします。

その中で、特に現時点で利用する際に問題が生じることの多い以下の利用者について、できる限りの配慮を行います。

- 視覚障がい者
  - ・全盲（目が見えない。音声読み上げソフトの利用者など）
  - ・弱視（極めて見えにくい）
  - ・色覚障がい（色の違いが分かりづらい）
- 聴覚障がい者（耳が聞こえない、聞こえにくい）
- 肢体不自由者（手の動作が不自由でマウスやキーボードを操作することが難しい）
- 高齢者
- スマートフォン等利用者（閲覧する画面が小さく縦長）
- その他配慮すべき利用者
  - ・難しい漢字や複雑な文章を理解することが難しい
  - ・ホームページの利用に慣れていない
  - ・古いブラウザを使用している

## 1. 6 目標とするウェブアクセシビリティ適合レベル・達成基準

大阪市ではJIS X 8341-3:2016のレベルA及びAAの全ての達成基準について対応することをめざしています。

さらに、レベルAAAのうち「2.1.3 キーボード操作に関する例外のない達成基準」「2.3.2 3回のせん（閃光に関する達成基準）」について対応することをめざしています。

これらに該当するガイドライン項目（本ガイドラインでは網掛けのない項目が該当）については、各所属での取組みが不可欠となります。

## 1. 7 本ガイドラインの改訂について

本ガイドラインは平成31年4月に第3.1版に改訂を行い、JIS X 8341-3:2016の61項目すべてについての解説及び本市が達成すべき事項に加え、良く見受けられる具体的な実例を参考に「悪い例」と「良い例」の対比を追記しました。

また、令和2年6月に第4版として、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス：Facebook、Twitter等）のプラグインを利用して情報提供する場合の対応策を、令和3年4月には第5版として、スマートフォン利用者への配慮内容等を、令和4年4月には第6版としてモバイルファースト対応のために電話番号のリンク機能について追記しました。令和5年4月、第7版にて、モバイル通信の高速化、ISDNなどナローバンドのサービス終了などを鑑み、本ガイドラインより「3.5.14 低速回線やモバイル機器の利用者に配慮する」を削除しました。当項目はウェブアクセシビリティの観点において適さないため、コンテンツのデータ容量の取り扱いにつきましては、「大阪市ホームページ運用マニュアル」をご参照ください。令和7年4月、第9版にて、WCAG2.2の達成基準についての解説を追記しました。

今後、本ガイドラインを参考に、目標達成に向けたコンテンツ作成及び修正を進めてください。

## 2 基本的な心構え

### 2. 1 共通のルールに基づいて作成、運用、管理を行う

#### 作成方針

- (1) ホームページの作成、運用、管理は、本ガイドライン及び「大阪市ホームページガイドライン」の内容に基づいて行う。

#### 配慮が必要な理由

組織ごとに異なるルールで作成、運用、管理を行っている場合、大阪市ホームページとしての統一感が失われ、利用者にとって分かりにくく、使いにくいホームページになってしまいます。

また、ナビゲーションに統一感がないと、異なるナビゲーションの操作を何度も覚えなくてはならないため、ストレスを感じてしまいます。

そのため、共通のルールに基づいて、作成、運用、管理を行っていく必要があります。

### 2. 2 ホームページ全体としての統一感が保たれるように留意する

#### 作成方針

- (1) ページを作成する際には、大阪市ホームページ全体としての統一感が保たれるように以下の事柄に留意する。
  - ・デザイン
  - ・操作性
  - ・記事の表記方法
  - ・ロゴマーク

表記を統一する

- FAX、TEL、E-mail の表記は使用しない → ファックス、電話、Eメール
- 時刻、日付は、2018/7/18、13:00などは使用しない。  
→ 2018年7月18日、13時
- 曜日の例：（金）、数値に全角記号は使用しない  
→ （金曜日）、数値に半角記号を使用

【悪い例】

公園事務所一覧	
名称	電話番号・所在地（最寄駅）
鶴見緑地公園事務所	TEL：06-6912-0650 ファックス：06-6913-6804 〒538-0036 大阪市鶴見区緑地公園2-163<花博記念公園鶴見緑地内> (地下鉄鶴見緑地)

<解説>

「電話」の記載が「TEL」となっているため読み上げではアルファベットで「ティーイーエル」となる。

【良い例】

公園事務所一覧	
名称	電話番号・所在地（最寄駅）
鶴見緑地公園事務所	電話：06-6912-0650 ファックス：06-6913-6804 〒538-0036 大阪市鶴見区緑地公園2-163<花博記念公園鶴見緑地内> (地下鉄鶴見緑地)

<解説>

日本語で「電話」と記載することで、音声読み上げソフトを使用した際も「電話」と読み上げられる。

配慮が必要な理由

ホームページを作成する際に、デザインや操作性、記事の表記方法等について、大阪市ホームページ全体の統一感を意識せずに作成すると、利用者にとって分かりにくく、使いにくいホームページになってしまいます。

### 3 ページ作成時に注意すること

#### ページの見方

本市が目標とする達成基準だけでなく、JIS X 8341-3:2016に規定される全ての達成基準、及びWCAG2.2の適合レベルA及びAAの全ての達成基準を記載しています。また、達成基準としては定められていませんがウェブアクセシビリティ上配慮すべき項目についても記載しています。

なお、CMSでページを作成するうえでは配慮の必要がない項目も記載しています。CMS外コンテンツを作成する際には、これらの項目も配慮してホームページを作成する必要があります。

#### 3. 1. 2 スタイルシートを適切に使用する

関連 JIS 達成基準	関連 JIS 適合レベル
1.3.1	A
1.4.4、1.4.5	AA
1.4.9	AAA

←関連するJISまたはWCAG2.2達成基準及び適合レベルです。網掛け以外の項目を達成すべき目標としています。

#### 作成方針

- レイアウトや文字の大きさ、色などは、原則としてスタイルシートで設定する。 [A]
- スタイルシートに対応していないブラウザで表示した場合でも情報が伝わるようにする。 [AA]
- テキストを画像化する場合、スタイルシートで同程度の装飾表現が実現できないか検討し、可能な場合はスタイルシートによって表現する。 [AA]

←必要な対応と、それぞれの適合レベルを示しています。

#### (参考) [AAA]

レベルAAAでは特定の表現が不可欠である場合を除き、テキストの画像化を行ってはならないこととされている。

←目標に定めていませんが、対応が望ましいです。

#### 配慮が必要な理由

従来のホームページ作成方法では、HTMLのタグによる記述で、レイアウトや文字の大きさ、色などを設定していましたが、現在では、これらの設定をスタイルシートによって行うことが推奨されています。

←なぜ対応が必要かを示しています。

#### 関連する項目

- 3.1.4 読みやすい文字サイズ、フォント、行間を指定する
- 3.4.6 レイアウトは読み上げ順に配慮して構成する

←本ガイドラインで関連する項目です。

まず、関連JIS達成基準を見て、網掛け以外の適合レベルが示された項目について、必ず対応してください。(上の例では「作成方針」に「A」「AA」と示された項目について必ず対応してください。)

網掛けされた適合レベル(上の例では「AAA」)についての作成方針は、参考として記載していますので、ウェブアクセシビリティにより配慮したホームページの実現に向けて、可能であれば対応してください。

### 3. 1 情報を見やすくするための配慮

#### 3. 1. 1 文字色と背景色の組合せ、コントラストに配慮する

関連 JIS 達成基準	関連 JIS 適合レベル
1. 4. 3	AA
1. 4. 6	AAA

#### 作成方針

- (1) ページ内のテキストや文字を含む画像は、文字の色と背景の色について、コントラストチェッカー（CMSの「Web表示確認」画面より起動）、カラー・コントラスト・アナライザー（政策企画室所属サイトに掲載）等を用いて、最低限以上のコントラスト比を確保する。なお、画像作成ソフトで作成する際に指定した色と、JPEG形式等へ書き出した後の色とが異なる場合がある。利用者が閲覧する、JPEG形式等へ書き出した後の色についてコントラスト比が確保されていることを確認すること。 **AA**

<AAのコントラスト比>

- ・ 太字でないテキストが22ポイント（英語は18ポイント）未満の場合 4.5:1
  - ・ 太字でないテキストが22ポイント（英語は18ポイント）以上の場合 3:1
  - ・ 太字のテキストが18ポイント（英語は14ポイント）未満の場合 4.5:1
  - ・ 太字のテキストが18ポイント（英語は14ポイント）以上の場合 3:1
- (2) 外部業者へ画像やページ制作を依頼する際も、文字の色と背景の色について、上記のコントラスト比を確保する。 **AA**

※ デザインの関係等、コントラスト比の確保が困難な場合、文字の周囲を、背景とのコントラスト比が確保された色で囲むことで解消される場合がある。

(参考) **AAA**

レベルAAAでは次のとおり、より十分なコントラスト比が求められている。

- ・ 太字でないテキストが22ポイント（英語は18ポイント）未満の場合 7:1
- ・ 太字でないテキストが22ポイント（英語は18ポイント）以上の場合 4.5:1
- ・ 太字のテキストが18ポイント（英語は14ポイント）未満の場合 7:1
- ・ 太字のテキストが18ポイント（英語は14ポイント）以上の場合 4.5:1

#### 配慮が必要な理由

色はホームページに欠かせない表現方法の一つです。情報の違いや位置づけを視覚的に分かりやすく表現するためにも、色を効果的に用いることは重要です。

一方で、色覚に障がいのあるインターネット利用者も少なくないため、色を使う際には配慮が必要です。その割合は多く、たとえば日本人の男性では20人に1人とされています。このほか、白内障などによって色の区別がつきづらくなる場合があります。

【悪い例】

文字色と背景色の組合せやコントラストへの配慮が不十分なため読みにくい

アクセス・開庁時間

【良い例】

文字色と背景色の組合せやコントラストに配慮があり読みやすい

アクセス・開庁時間

参考（「コントラストチェッカー」を使った確認方法）

JIS X 8341-3:2016の達成基準1.4.3「コントラスト（最低限レベル）に関する達成基準」（レベルAA）で、テキストや画像化された文字と背景色について、少なくとも4.5:1、達成基準1.4.6「より十分なコントラストに関する達成基準」（レベルAAA）では7:1のコントラスト比を確保することが求められています。

CMSの「Web表示確認」画面の下部のボタンより「コントラストチェッカー」を起動します。



コントラスト比の確認方法

「Web表示確認」画面の下部のボタンより「コントラストチェッカー」を起動します。

1. 画像の選択

チェックしたい箇所をクリックして取り込みます。

2. 色の選択

① 背景色を選択

取り込んだ箇所の背景の上でクリックすると色が選択されます。

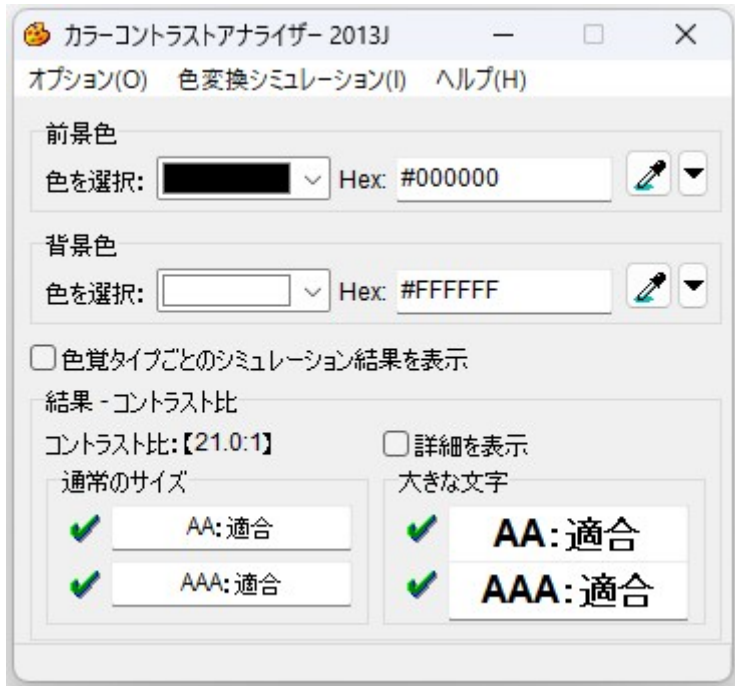
② 前景色（文字色）を選択

①と同様に前景色の上でクリックします。

③ コントラスト比について、アドバイスが表示されます。

### 参考（「カラー・コントラスト・アナライザー」を使った確認方法）

コントラスト比は無償で提供されている「カラー・コントラスト・アナライザー」でも確認することができます。



### 関連する項目

- 3.5.12 色だけに依存した情報提供はしない

3. 1. 2 スタイルシートを適切に使用する

関連 JIS 達成基準	関連 JIS 適合レベル
1.3.1	A
1.4.4、1.4.5	AA
1.4.9	AAA

作成方針

- (1) レイアウトや文字の大きさ、色などは、原則としてスタイルシートで設定する。 A
- (2) スタイルシートに対応していないブラウザで表示した場合でも情報が伝わるようにする。 AA
- (3) テキストを画像化する場合、スタイルシートで同程度の装飾表現が実現できないか検討し、可能な場合はスタイルシートによって表現する。 AA

(参考) AAA

レベルAAAでは特定の表現が不可欠である場合を除き、テキストの画像化を行ってはならないこととされている。

配慮が必要な理由

従来のホームページ作成方法では、HTMLのタグによる記述で、レイアウトや文字の大きさ、色などを設定していましたが、現在では、これらの設定をスタイルシートによって行うことが推奨されています。

関連する項目

- 3.1.4 読みやすい文字サイズ、フォント、行間を指定する
- 3.4.6 レイアウトは読み上げ順に配慮して構成する



3. 1. 4 読みやすい文字サイズ、フォント、行間を指定する

関連 JIS 達成基準	関連 JIS 適合レベル
1.4.8	AAA

作成方針 **AAA**

- (1) 文字サイズ、フォントを指定する場合は、読みやすさを考慮して指定する。
- (2) テキストの色と背景色、背景画像を指定しない。
- (3) 利用者がウィンドウ幅を狭く変更した場合に文字を折り返して表示するようにページ幅を設定する。
- (4) テキストは均等割り付けしない。
- (5) 行間は、読みやすさを考慮して指定する。
- (6) 文字サイズを200%に拡大しても横スクロールが発生しないようにする。

配慮が必要な理由

文字サイズやフォント（書体）、色は、ブラウザの標準設定状態で多くの利用者が読みやすいことが重要です。

ページ作成時にサイズやフォント、色の設定を変更しなければ、利用者側のブラウザ設定に基づいて問題なく文字が表示されます。作成者が任意に固定のサイズやフォント、色を指定すると、ブラウザ設定よりもページ中の設定が優先されるため、利用環境によっては読みづらくなる恐れがあります。

利用者によって、理解しやすい1行の文字数は違います。また、1行の文字数が多いと、視覚障がいや読字障がいのある人にとって情報を理解することが難しくなります。

利用者が読みやすいようにウィンドウ幅を狭くしたり広くしたりした場合、横方向のスクロールが発生すると、余分な操作が必要になり、操作に不慣れな人や手の動作が不自由な人などの利用者は、情報を円滑に得ることが難しくなります。

ホームページを作成する際には、利用者がウィンドウ幅を狭く変更した場合に文字を折り返して表示するようにページ幅を設定することが必要です。

関連する項目

- 3.1.2 スタイルシートを適切に使用する
- 3.1.3 文字サイズは利用者が変更できるようにする

### 3. 2 情報を探しやすいするための配慮

#### 3. 2. 1 適切なページタイトルをつける

関連 JIS 達成基準	関連 JIS 適合レベル
2.4.2	A

#### 作成方針 **A**

- (1) ページの内容を予測できるページタイトルをつける。また、ほかのページのページタイトルと重複しないように注意する。
- (2) ページの内容を表すタイトルの先頭に「大阪市」と記載する。（CMSで作成したコンテンツには自動的に記載される）

#### 配慮が必要な理由

ページタイトルとは、Microsoft Edgeなどのブラウザの上部に表示されている内容です。以下に代表される様々な場面で、利用者がページの内容を予測し、必要な情報がそこにあるかどうかを判断する大切な手がかりになります。

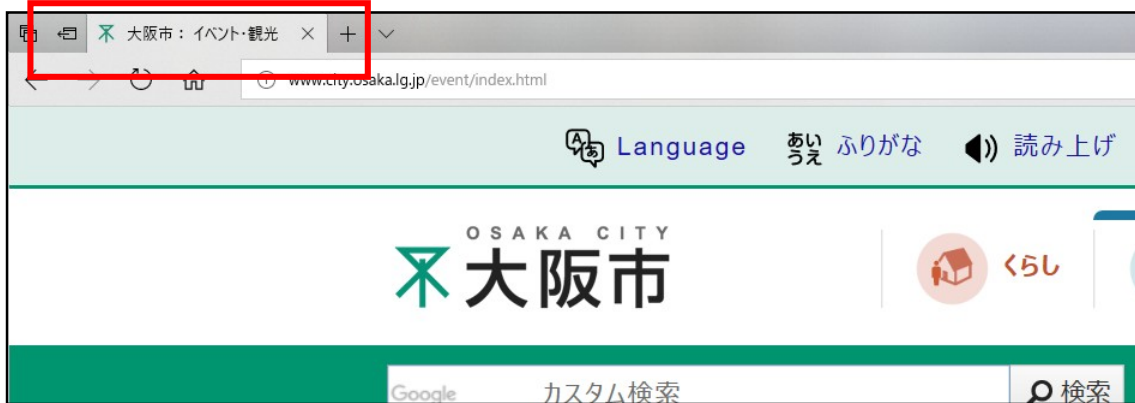
- ・ 検索エンジンの検索結果の一覧表示に用いられる。
- ・ 音声読み上げソフトでページを開くと、最初にページタイトルが読み上げられ、利用者はその内容によって自分の得たい情報がページ内に書かれているかどうか判断する。
- ・ 利用者がそのページを「お気に入り」や「ブックマーク」に登録した際、特に設定をしなければ、登録ページの一覧にページタイトルが表示される。

複数のページへ同じタイトルを付与すると、利用者がその違いを判断できなくなります。したがって、同じ種類の情報や長いコンテンツを分割した場合も、「その1」「その2」といった識別可能な言葉を付与したタイトルとして、他のページと異なることを明示する必要があります。

【悪い例】ページタイトルは書かれているが、「大阪市」が含まれていないため、大阪市のページであることが伝わりにくい例



【良い例】ページタイトルが適切に書かれている例



【悪い例】



<解説>

どのページもページタイトルが「よくある質問」となっているため、タイトルからページの違いを判断することができない。

【良い例】



<解説>

「よくある質問(税金)」などと対象を示すことで、ページ内容が想像できるようになる。

3. 2. 2 共通のナビゲーションの仕組みを用いる

関連 JIS 達成基準	関連 JIS 適合レベル
3. 2. 3、3. 2. 4	AA

作成方針 **AA**

- (1) 各ページのヘッダー・フッターを統一する。
- (2) 各ページに大阪市ホームページの主要なメニューを共通で配置する。
- (3) トップページへ移動するリンクや、ページの上端へ移動するリンクなど、同じ機能を有するリンクの名称と見映えをホームページ内で統一する。

配慮が必要な理由

ページ作成において、共通のナビゲーションの仕組みを用いることでサイトとしての統一感が生まれ、利用者は、どのページにいても共通のナビゲーションを利用して情報を探することができます。

【良い例】共通のナビゲーションの仕組みの例



関連する項目

3. 2. 3 現在位置を把握するための仕組みを用意する
3. 2. 4 共通のメニューを読みとばす仕組みを用意する

3. 2. 3 現在位置を把握するための仕組みを用意する

関連 JIS 達成基準	関連 JIS 適合レベル
2.4.8	AAA

作成方針 **AAA**

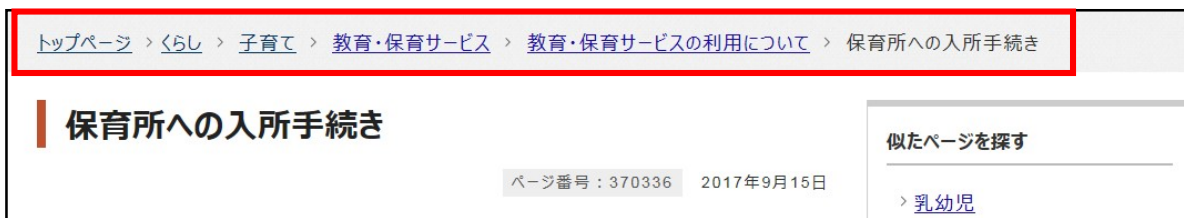
- (1) 各ページに、現在位置と上位階層への移動手段を示すナビゲーション（階層ナビゲーション）を配置する。
- (2) 階層ナビゲーションのうち現在表示しているページの名称には、リンクを指定しない。

配慮が必要な理由

現在閲覧しているページが、大阪市ホームページ内のどこに位置しているのかを示すことによって、利用者は迷わずサイト内を行き来できるようになります。

たとえば、ホームページ内の階層構造における現在位置と上位階層への移動手段を示す、階層ナビゲーションを配置することにより、関連する情報を探す際の手がかりとなります。

【良い例】現在位置と上位階層への移動手段を示すナビゲーションの例



ホームページ内での現在位置を示すとともに、上位階層のページへのリンクを設定することで、利用者が情報を探しなおす際の手がかりとなる。

関連する項目

- 3.2.2 共通のナビゲーションの仕組みを用いる

3. 2. 4 共通のメニューを読み飛ばす仕組みを用意する

関連 JIS 達成基準	関連 JIS 適合レベル
2.4.1	A

作成方針 **A**

- (1) 各ページの先頭に「共通のメニューを読み飛ばし、ページ内で提供している情報の先頭にジャンプするリンク」を、視覚的に見える形式で設置する。

配慮が必要な理由

各ページに用意する共通のメニューは、多くの利用者の利便性や安心感が高まる効果がある反面、一部の利用者にとっては使いにくさの原因になります。

たとえば、音声読み上げソフトで利用する場合は、ページの上から下へ順々に内容を読んでいきます。そのため、すべてのページで最初と同じ内容のメニューが読まれ、これを読み終わるまで、そのページで提供されている情報が読めないという状況が、どのページでも発生してしまいます。この問題は、音声読み上げソフトの利用者にとって、時間的な意味でも心理的な意味でも大きな負担となっています。

ページ先頭に、「共通のメニューを読み飛ばし、ページ内で提供されている情報の先頭にジャンプするリンク」を設置しておくことで、音声読み上げソフトの利用者などがこのリンクを利用し、効率よくページ内の情報へ移動できるようになります。

【良い例】共通のメニューを読み飛ばすリンクの例

普段は非表示だが、マウスを用いずキーボードのTabキーを用いてリンクを移動し、フォーカスが当たった時だけ表示される。



ページ先頭に「共通メニュー等をスキップして本文へ」というリンクが目に見えない形で埋め込まれており、音声読み上げソフトの利用者や手が不自由なためマウスの代わりにキーボードで操作している利用者がこのリンクを利用すると、ページ内で提供されている情報の先頭にジャンプすることができる。

関連する項目

- 3.2.2 共通のナビゲーションの仕組みを用いる

3. 2. 5 複数の探索手段を用意する

関連 JIS 達成基準	関連 JIS 適合レベル
2.4.5	AA

作成方針 **AA**

- (1) ホームページの情報探索手段としてサイト内検索機能を各ページで提供する。
- (2) ホームページの情報探索手段としてサイトマップを用意し、各ページにリンクを提供する。
- (3) そのほか、関連するページへのリンクなどを必要に応じて提供する。

配慮が必要な理由

情報を探す手段が複数提供されていると、利用者は自分にとって分かりやすい、または使いやすい手段を選択することができます。

3. 2. 6 文書の見出しを適切に分ける

関連 JIS 達成基準	関連 JIS 適合レベル
1. 3. 1	A
2. 4. 6	AA
2. 4. 10	AAA

作成方針

- (1) ページ作成にあたっては、文書の構造を意識し、ページ内に配置する情報それぞれに対して、CMSの機能を用いて見出しを設定する（HTMLの構造化要素を適切に指定する）。 A
- (2) 文書の見出しは、文書の主題または目的を表した内容とする。 AA

(参考) AAA

レベルAAAでは、見出しは「大見出し>中見出し>小見出し」の順に入れ子構造となるよう指定することが求められている。

配慮が必要な理由

文章は、一般に「大見出し」「中見出し」「小見出し」「極小見出し」「最小見出し」「段落」「箇条書き」などの要素によって構成されます。これらを文書の構造といいます。

ページ内に登場する文章や画像などが、上記のどれにあたるかを明示することによって、一般利用者にとって文章の構造が分かりやすくなります。加えて、CMSの機能を用いて（HTMLのタグを用いて）「この部分は大見出し」「この部分の中見出し」と示すことによって、ブラウザや検索エンジンなどのプログラムがページの内容を適切に把握し、検索されやすくなり、より多くの利用者に分かりやすく伝えられるようになります。

また、音声読み上げソフトの利用者は、指定されている「見出し」タグの部分がそれと分かるように音を鳴らしたり、「見出し」部分のみを拾い読みをしたりする機能によって、文書の構造を把握することができます。

【良い例】文書の構造のイメージ

タイトル→

大見出し→

中見出し→

小見出し→

極小見出し

最小見出し

＜解説＞

文章は「大見出し」「中見出し」「小見出し」「極小見出し」「最小見出し」「段落」「箇条書き」などの要素によって構成される。

それによって、検索されやすくなったり、音声読み上げソフトを使用すると「見出し」部分の拾い読みも可能となる。

見出しは「大見出し>中見出し>小見出し」の順に入れ子構造となるように指定する。なお、ページのタイトルと大見出しは、音声で読み上げる際、冗長とならないよう、同じ内容に設定しない。

【悪い例】

大坂市の歴史

ページ番号：417828 2017年11月22日

大坂市の歴史

さまざまな表情を持つ私たちの街大阪は、高層ビルが立ち並ぶ現代も、温かな人情が息づく街。活気と希望あふれる大阪の歴史をたどるタイム・トリップに出かけてみましょう。

【有史以前】

<旧石器時代>

20,000年前の地球は、気温が低く、大陸には氷河が発達していました。そのため現在よりも海面が低く、瀬戸内海や大阪湾も陸地で、北海道とサハリン、シベリアをおして大陸と陸つづきとなっていました。そこを通りナウマンゾウやオオツツジカなどが日本へ渡り、大阪付近にもノシノシ歩い

＜解説＞

ページのタイトルと大見出しが同じだと、音声で読み上げる際、冗長となる。

また、見出しが適切に設定されていない。

【良い例】

大坂市の歴史

ページ番号：417828 2017年11月22日

タイムトリップ20,000年

さまざまな表情を持つ私たちの街大阪は、高層ビルが立ち並ぶ現代も、温かな人情が息づく街。活気と希望あふれる大阪の歴史をたどるタイム・トリップに出かけてみましょう。

有史以前

旧石器時代

20,000年前の地球は、気温が低く、大陸には氷河が発達していました。そのため現在よりも海面が低く、瀬戸内海や大阪湾も陸地で、北海道とサハリン、シベリアをおして大陸と陸つづきとなっていました。そこを通りナウマンゾウやオオツツジカなどが日本へ渡り、大阪付近にもノシノシ歩い

＜解説＞

入れ子構造にすることで、ページ内に登場する文書や画像などが、どれにあたるが分かりやすくなる。

関連する項目

- 3.2.7 箇条書きはCMSの箇条書き機能を使う（HTMLで表現する）

3. 2. 7 箇条書きはCMSの箇条書き機能を使う（HTMLで表現する）

関連 JIS 達成基準	関連 JIS 適合レベル
1. 3. 1	A

作成方針 **A**

- (1) 箇条書きは CMS の箇条書き機能を使う。（HTML のタグで「記号付きリスト」「番号付きリスト」を表現する。）
  - ・ 箇条書きする内容の順番に意味を持たせない場合は「記号付きリスト」<ul>を使用する。
  - ・ 箇条書きする内容の順番に意味がある場合は「番号付きリスト」<ol>を使用する。
- (2) テキストで「○」「▼」「・」などの記号等を行頭へ配置することによって箇条書きを表現しない。
- (3) CMS の箇条書き機能を使用できない箇所では、直前に項目数を記述するなど音声読み上げへの配慮を行う。

配慮が必要な理由

ページ内に登場する文章が、箇条書きなのか本文なのかを CMS の機能によって（HTML のタグの記述によって）示すことで、ブラウザや検索エンジンなどのプログラムが、ページの内容を適切に把握し、利用者に分かりやすく伝えられるようになります。

たとえば、音声読み上げソフトを利用すると、HTML タグの記述からその部分が箇条書きであることを判断して、利用者へ特別な音などで知らせることができるものがあります。

【悪い例】行頭に記号を配置し改行タグ<br>を使って箇条書きを表現した例

```
<p>
◆開催日時 平成29年12月23日（土曜日） 11時から15時<br>
◆当日の実施内容 ガレージセール、リサイクル工作教室、ごみ減量クイズ<br>
◆入場料 無料
</p>
```

【悪い例】



<解説>

テキストで「○」「◆」「・」などの記号を使って箇条書きを表現している。

【良い例】



<解説>

CMSの本文ブロックにある「段落番号」、「箇条書き」の機能を利用しているため、音声読み上げソフトで箇条書きであることを判断させることもできる。

関連する項目

- 3. 2. 6 文書の見出しを適切に分ける

### 3. 3 ホームページ内を快適に移動できるようにするための配慮

#### 3. 3. 1 リンク箇所は、識別と選択のしやすさに配慮する

関連 JIS 達成基準	関連 JIS 適合レベル
1. 4. 1	A

#### 作成方針 A

- (1) リンクテキストは、リンクしていないテキストと識別しやすくなるよう、下線を引くとともにテキストと色を変える。
- (2) リンク画像は小さくしすぎないように設定し、クリックできる画像であることを認識しやすい見映えにする。
- (3) リンクテキスト及びリンク画像は、適切な間隔を空けて配置する。
- (4) リンクテキスト及びリンク画像は、リンク部分にマウスカーソルを乗せた時や、キーボード操作によってリンクにフォーカス（選択可能領域）を合わせた時に、色が変わるなどの変化をつけることにより、リンク可能な箇所であることを明示する。

#### 配慮が必要な理由

ページ内のどの部分がリンクであるかが容易に識別できないと、ホームページを快適に利用できません。また、リンクテキストが密集していたり、リンク画像が小さすぎたりすると、選択したいリンクの上にカーソルを移動するのが難しくなり、多くの利用者がリンクを選択しづらくなります。

リンクの上にマウスをのせた時や、キーボード操作によってリンクを選ぼうとする際に、リンク部分の色が変わるなどの変化が起きると、利用者が「このリンクは今選択（クリック）できる状態だ」と認識しやすくなります。

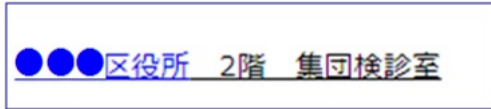
#### 【良い例】 識別しやすいリンクテキストの例



リンクテキストは青字で下線が引かれており、リンクされていないテキストと識別しやすい。

文字情報を視覚的に分かりやすく表現するために、色を効果的に用いることは重要である。

【悪い例】



<解説>

通常リンクは青色の文字となるが、リンク内の文字が一部黒字になっている。

【良い例】



リンクを区役所のみをしたい場合



<解説>

リンク設定は下線青文字。文字は黒か赤のみ。文字色は不必要に変更を行わない。

関連する項目

- 3.3.2 リンクの表現は、リンク先を予測できる内容にする
- 3.3.3 PDFなどHTML以外のファイルにリンクを設定する場合は、分かりやすさに配慮する
- 3.3.4 ホームページ内のリンクと、外部へのリンクを区別する
- 3.3.5 別ウィンドウを開く場合は、利用者が選択できるようにする

3. 3. 2 リンクの表現は、リンク先を予測できる内容にする

関連 JIS 達成基準	関連 JIS 適合レベル
1. 1. 1、2. 4. 4	A
2. 4. 9	AAA

作成方針

- (1) リンクテキストには、原則として、リンク先のページタイトルを利用することとし、長すぎる場合には要約を記載する。「詳しくはこちら」などリンク先の内容を予測できない表現は原則として使用しない。

A

- (2) リンクテキストは、リンク先のページタイトルと大きく異ならないようにする。

A

(参考) AAA

レベルAAAでは、リンクテキストは、その部分だけを読んでリンク先の内容を予測できることが求められている。また、同じページ内で、異なるリンク先を示す同じ名称のリンクテキストを用いてはならないとされている。

配慮が必要な理由

リンクの表現が分かりにくいと、ページを移動する際に混乱が生じます。たとえば、リンクが設定してあるテキストの内容と移動先ページのタイトルが大きく異なると、利用者は自分が間違ったリンクを選択したのかと思い、混乱する恐れがあります。快適にホームページを利用してもらうために、分かりやすい言葉でリンクを表現することが重要です。

また、多くの音声読み上げソフトには、ページ内のリンク部分のみを拾い読みする機能があり、頻繁に利用されています。そのため、リンクを貼ってある言葉だけを読んで、リンク先を予測できるようにすることが重要です。

**【悪い例】**

「詳しくはこちら」だけを拾い読みすると、リンク先を予測できない



**【良い例】**

リンクテキストだけを拾い読みしても、リンク先を予測できる



**関連する項目**

- 3.3.1 リンク箇所は、識別と選択のしやすさに配慮する
- 3.3.3 PDF など HTML 以外のファイルにリンクを設定する場合は、分かりやすさに配慮する
- 3.3.4 ホームページ内のリンクと、外部へのリンクを区別する
- 3.3.5 別ウィンドウを開く場合は、利用者が選択できるようにする
- 3.5.5 画像に適切な代替テキストを用意する

3. 3. 3 PDF などHTML 以外のファイルにリンクを設定する場合は、分かりやすさに配慮する

関連 JIS 達成基準	関連 JIS 適合レベル
2.4.4	A
2.4.9	AAA

作成方針

- (1) PDFなどHTML以外のファイルへリンクを設定する場合は、リンクテキスト内またはリンクテキストの直後にファイル形式とファイルサイズを明記する。 A

(参考) AAA

レベルAAAでは、リンクテキストは、その部分だけを読んでリンク先が予測できることが求められているため、リンクテキスト内にファイル形式とファイルサイズを含む必要がある。

配慮が必要な理由

HTMLで作成されたページへ移動することを想定してリンクを選択した際、予告なくPDFビューワー(Acrobatなど)のようなブラウザ以外のアプリケーションが起動すると、利用者が混乱します。PDFをはじめとするHTML以外のファイルへのリンクは、HTMLページへのリンクと区別できるようにすることが重要です。

また、スマートフォンからの利用者が多いことなどから、容量の大きいファイルへリンクを設定する場合は、利用者が事前にファイルの大きさを把握できるようにする必要があります。

【良い例】括弧内へアプリケーション名及びファイルサイズを半角で記載した例

**健康保険等資格取得（喪失）証明書**

 [健康保険等資格取得（喪失）証明書\(XLS形式, 55.00KB\)](#)

 [健康保険等資格取得（喪失）証明書\(PDF形式, 78.72KB\)](#)

 [健康保険等資格喪失証明書（記載例）\(PDF形式, 252.09KB\)](#)

【悪い例】

健康保険の種類が変わったときや、記載内容が変わったときは、かかっている医療機関にも必ず連絡してください。[健康保険等資格取得（喪失）証明書](#)は、会社や健康保険組合に証明してもらってください。所定の用紙がない場合は、[大阪市の様式をダウンロード](#)してご利用いただけます。

クリックすると、PDFが開く

<解説>

どのアプリケーションが起動するか区別できないため、ブラウザ以外のアプリケーションが起動すると、利用者が混乱してしまう。

【良い例】

健康保険等資格取得（喪失）証明書

-  [健康保険等資格取得（喪失）証明書\(XLS形式、55.00KB\)](#)
-  [健康保険等資格取得（喪失）証明書\(PDF形式、78.72KB\)](#)
-  [健康保険等資格喪失証明書（記載例）\(PDF形式、252.09KB\)](#)

<解説>

リンクテキストにファイル形式とサイズを明記することで、どのアプリケーションが起動されるか確認できる。

関連する項目

- 3.3.1 リンク箇所は、識別と選択のしやすさに配慮する
- 3.3.2 リンクの表現は、リンク先を予測できる内容にする
- 3.3.5 別ウィンドウを開く場合は、利用者が選択できるようにする
- 3.5.8 Word、Excel、PowerPoint 形式のファイル提供には細心の注意を要する
- 3.5.10 PDFは極力使用せず、使用する場合は作成方法、提供方法に配慮する

3. 3. 4 ホームページ内のリンクと、外部へのリンクを区別する

関連 JIS 達成基準	関連 JIS 適合レベル
2.4.4	A
2.4.9	AAA

作成方針

- (1) 外部のホームページへ移動するリンク (https://www.city.osaka.lg.jp/以外のドメインへ移動するリンク) は、利用者がリンクを選択する前に、外部のホームページへ移動することを予測できるよう、リンクテキスト内またはリンクテキストの直後に外部のホームページ名を記載する。 A

(参考) AAA

レベルAAAでは、リンクテキストは、その部分だけを読んでリンク先の内容を予測できることが求められているため、リンクテキストに外部のホームページ名を明記する必要があります。

配慮が必要な理由

閲覧しようとしているページが、現在訪れている大阪市ホームページ内にあるのか、または他のホームページへ移動するのか、あらかじめ判断できないと、利用者が混乱する恐れがあります。

大阪市が責任を持って発信する範囲を明らかにするためにも、内部リンクと外部ホームページへのリンクは、一目で分かるように区別して記載する必要があります。

【良い例】リンクテキストの最後に外部のホームページ名を記載した例

**雇用・労働に関するお知らせ**

---

- ・ [平成23年10月から「求職者支援制度」がスタートしました](#) (大阪労働局)
- ・ [「中小企業のための最低賃金相談支援窓口」の設置](#) (大阪労働局)
- ・ [最低賃金の基礎知識](#) (厚生労働省)

**【悪い例】**

- ▶ [発達障がい児等特別支援教育相談事業](#) [2012年9月5日]
- ▶ [発達障がいのある方への支援](#) [2012年9月1日]
- ▶ [子育て相談](#) 別ウィンドウで開く [2011年4月28日]
- ▶ [メール教育相談](#) [2010年2月1日]
- ▶ [子育てや教育に関する相談](#) [2010年1月4日]

<解説>

外部のホームページであることが記載されていないため、ページ移動後も利用者は大阪市ホームページ内を閲覧していると思ってしまう。

**【良い例】**

- ▶ [発達障がい児等特別支援教育相談事業](#) [2012年9月5日]
- ▶ [発達障がいのある方への支援](#) [2012年9月1日]
- ▶ [子育て相談](#) **(子育ていろいろ相談センター)** 別ウィンドウで開く [2011年4月28日]
- ▶ [メール教育相談](#) [2010年2月1日]
- ▶ [子育てや教育に関する相談](#) [2010年1月4日]

<解説>

リンクテキストの最後に外部のホームページ名を記載することで区分させている。

関連する項目

- 3.3.1 リンク箇所は、識別と選択のしやすさに配慮する
- 3.3.2 リンクの表現は、リンク先を予測できる内容にする
- 3.3.3 PDF など HTML 以外のファイルにリンクを設定する場合は、分かりやすさに配慮する
- 3.3.5 別ウィンドウを開く場合は、利用者が選択できるようにする

3. 3. 5 別ウィンドウを開く場合は、利用者が選択できるようにする

関連 JIS 達成基準	関連 JIS 適合レベル
3.2.1、3.2.2	A
3.2.5	AAA

作成方針

- (1) 広告ウィンドウの自動表示など、利用者の意図しないポップアップウィンドウは使用しない。 A
- (2) 別ウィンドウを開く仕組みを用いる場合は、利用者自身がリンクを選択した時のみ開くようにする。自動的に別ウィンドウが開く仕組みは用いない。 A

(参考) AAA

レベルAAAでは、別ウィンドウが開くリンクは、利用者がリンクを選択する前に、別ウィンドウが開くことを予測できるようリンクテキストに明記することが求められている。

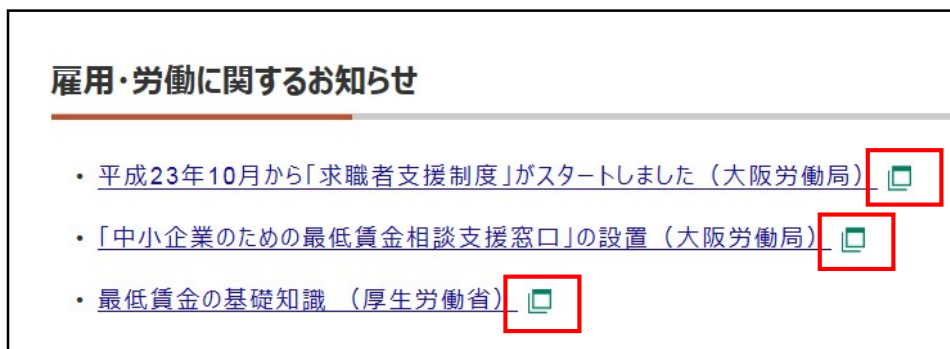
配慮が必要な理由

利用者がリンクを選択した際に、自動的に別ウィンドウを開いて、リンク先ページを表示する設定があります。しかしこのようなリンクは、「別ウィンドウが開いたことに気づくまで時間がかかる」あるいは「別ウィンドウが開いたことに気づかず、前の画面へ戻れない」など、利用者が混乱する場合がありますため、注意が必要です。

特に、インターネットに不慣れな利用者や見えづらい利用者、音声読み上げソフトの利用者などの利用に支障を来す危険があります。

別ウィンドウを開く設定とする場合は、利用者が別ウィンドウを開いたことを確認できる仕組みを用意することが必要です。

【良い例】リンクテキストの最後に「外部リンク」アイコンを付与し、代替テキストにも「別ウィンドウで開く」と入れている例



#### 関連する項目

- 3.3.1 リンク箇所は、識別と選択のしやすさに配慮する
- 3.3.2 リンクの表現は、リンク先を予測できる内容にする
- 3.3.3 PDF など HTML 以外のファイルにリンクを設定する場合は、分かりやすさに配慮する
- 3.3.4 ホームページ内のリンクと、外部へのリンクを区別する

3. 4 情報の内容を理解できるようにするために

3. 4. 1 読みの難しい言葉に読み方を併記する

関連 JIS 達成基準	関連 JIS 適合レベル
3.1.6	AAA

作成方針 **AAA**

(1) 各ページで読みの難しい言葉が初めて出てくる箇所では、読み方を括弧書きで併記する。

配慮が必要な理由

ホームページ内で読みの難しい漢字が使用されていると、そのページの内容を理解することが困難になる場合があります。どのような利用者が読んでも分かりやすいよう、適宜読み仮名を記載する必要があります。

【良い例】

読み方を括弧書きで併記している例

『大阪の歴史再発見』非公開文化財「宝泉寺(ほうせんじ) 仏像群」の特別公開を開催します。

ページ番号：423297 2018年1月19日

特別公開「宝泉寺仏像群」の開催について

「大阪の歴史再発見」非公開文化財の特別公開

大阪市教育委員会は、大阪市内に所在するさまざまな文化財について、みなさまにより理解を深めていただくために、「大阪の歴史再発見」と題した、文化財に関連する見学会・講演会などを実施しています。今回みなさまにご案内させていただくのは、通常は公開されていない文化財を、期間を限定して特別に公開する催しです。

特別公開「宝泉寺仏像群」の開催について

宝泉寺は、中央区安堂寺町に所在する和宗の寺院で、四天王寺の境外支院です。聖徳太子の乳母であったという、月益姫・日益姫・玉照姫が出家して尼僧となり建立した寺院といわれる、女性とゆかりの深いお寺です。3人の尼僧は日本最初の尼といわれ、それぞれ、蘇我馬子、小野妹子、大伴金村の娘といわれています。その後、大坂の陣などで荒廃しましたが、江戸時代の初めに覚如比丘尼によって再び寺観を整えました。

宝泉寺には、たくさんの文化財が伝来していますが、中でも木造地藏菩薩立像は、大阪市域を代表する平安彫刻のひとつです。上品で穏和な藤原様の仏像で、製作年代は12世紀代にさかのぼります。また、西国三十三箇所観音霊場の各本尊を、刺繍によってあらわした「繡仏(しゅうぶつ)」は、江戸時代前期の製作で、全国的にもとてもめずらしい仏画です。この他にも、室町時代の木造聖観音菩薩立像、平安時代の木造阿弥陀如来立像なども伝来しています。

3. 4. 2 専門用語、省略語、流行語は多用しない

関連 JIS 達成基準	関連 JIS 適合レベル
3.1.3、3.1.4	AAA

作成方針 **AAA**

- (1) 行政用語やその他の専門用語、省略語、流行語などの使用は極力控え、平易な文章を心がける（「入札契約情報」など、そのページの利用者が限定的であり、かつ使用する用語について一定以上の知識を持っていると想定される場合は、この限りではない）。
- (2) 各ページにおいて理解が難しいと考えられる言葉が初めて出てくる箇所では、用語の正式名称や意味を括弧書きで併記する。

配慮が必要な理由

ホームページで専門用語、省略語、流行語を多用すると、文章の内容を理解することが困難になる場合があります。どんな利用者が読んでも分かりやすいよう、初出の箇所で正式名称や解説を加えるなどの配慮が重要です。

【良い例】

※CSRとは...「企業の社会的責任」(Corporate Social Responsibility)

企業が、日々の経営活動において人権や環境といった社会への配慮に基づき、従業員、消費者、地域社会に対して責任ある行動を行うこと。

3. 4. 3 外国語は多用しない

関連 JIS 達成基準	関連 JIS 適合レベル
3.1.3	AAA

作成方針 **AAA**

- (1) 外国語（外来語、カタカナ語）は多用しない。
- (2) 各ページにおいて外国語が初めて出てくる箇所で、括弧書きなどで意味や読み方を併記する。

配慮が必要な理由

ホームページで外国語を多用すると、利用者が文章の内容を理解することが困難になる場合があります。例えば「インキュベーション（＝企業支援、育成）」や「エンフォースメント（＝法律などの施行・執行）」などの外来語は特に認知度が低いため、注意が必要です。

専門的な事柄については分かりやすい解説を加え、必要に応じて日本語へ置き換えることにより、利用者の理解を深めることができます。

【良い例】

**コンプライアンス体制の充実**

平成18年4月に**コンプライアンス(法令遵守など)確立のための条例**を施行し、公益通報制度や不当要求行為への対応などの仕組みを導入してきましたが、要望等記録制度の導入により、不正、不公正な要望等に対する抑止にもつながり、コンプライアンス体制をさらに充実させます。

関連する項目

- 3.5.2 言語コードと文字コードを指定する

3. 4. 4 分かりやすい説明、表現を心がける

関連 JIS 達成基準	関連 JIS 適合レベル
3.1.5	AAA

作成方針 **AAA**

- (1) 難解な内容を説明する記事には、中学校教育程度のレベルの読解力で理解可能な要約説明を提供する。
- (2) 図やイラストなどを適宜取り入れる。

配慮が必要な理由

文章の内容に合わせたイラストや写真などを配置したり、情報の構成や位置づけを示した模式図を配置することで、より多くの利用者が内容をイメージしやすくなり、内容を理解しやすくなります。

関連する項目

- 3.1.1 文字色と背景色の組合せ、コントラストに配慮する
- 3.5.5 画像に適切な代替テキストを用意する
- 3.5.12 色だけに依存した情報提供はしない
- 3.5.13 形または位置だけに依存した情報提供はしない

3. 4. 5 データを表すための表組みを分かりやすく作る

関連 JIS 達成基準	関連 JIS 適合レベル
1. 3. 1	A

作成方針 **A**

- (1) 表の1列目または1行目のセルをCMSの機能を用いてヘッダセル (th要素) に設定する。※ th=Table Headerの略
- (2) CMSの機能を用いて分かりやすい表タイトル (caption要素) を設定する。
- (3) CMSの機能を用いて表サマリー (概要) を設定する場合は、表タイトルと重複しない文言を記載する。表の内容が表タイトルだけで十分に伝わる場合は、表サマリーは空欄とする。
- (4) 表の左上のセルから右に向かって一行ずつ読み上げた場合に、内容が把握しやすい構成とする。
- (5) セルが結合された複雑な表は、セルを分割したり、複数の表に分割することで単純な構成にできないか検討する。

配慮が必要な理由

全体の構成や各セルの縦横の関係を視覚的に把握できる利用者にとっては、表組みは情報の対応関係を把握しやすい表現です。その一方で、音声読み上げソフトは、表の内容を左上のセルから順に、左から右へ読み上げるため、音声によりホームページを利用する人にとっては、全体構成や対応関係を把握するのが難しくなります。

セルの結合のない簡単な構造としたり、順々に読み上げた時に意味が通じやすい構成としたりすることで、音声読み上げソフトでも内容が理解しやすくなります。

【例】音声読み上げソフトによる読み上げ順

年度	データA	データB	データC
平成20年度	39.10%	58.00%	6.10%
平成21年度	44.30%	54.20%	44.30%
平成22年度	46.80%	49.30%	46.80%

表の1列目・1行目の見出しを、ヘッダセルとして設定する。

ヘッダセルを設定すると、一般的な音声読み上げソフトではヘッダセルとデータセルを関連づけて読み上げるため、表の構造を理解しやすくなる。

**【悪い例】**

○○イベントの日程			
区名	開催日	場所	費用
北区	平成29年12月1日（金曜日）	○○公園	500円
都島区	平成29年12月2日（土曜日）	区民センター	1000円
福島区	平成29年12月3日（日曜日）	○○公園	無料
此花区	平成29年12月4日（月曜日）	区民センター	500円
中央区	平成29年12月5日（火曜日）	○○公園	1000円
西区	平成29年12月6日（水曜日）	区民センター	無料

**【良い例】**

○○イベントの日程			
区名	開催日	場所	費用
北区	平成29年12月1日（金曜日）	○○公園	500円
都島区	平成29年12月2日（土曜日）	区民センター	1000円
福島区	平成29年12月3日（日曜日）	○○公園	無料
此花区	平成29年12月4日（月曜日）	区民センター	500円
中央区	平成29年12月5日（火曜日）	○○公園	1000円
西区	平成29年12月6日（水曜日）	区民センター	無料

**<解説>**

ヘッダセルを設定しないと「開催日・場所」などを見出しとして、認識できない。

ヘッダセル（見出し右方向）

※ グレー枠で太字なのが、ヘッダセル。

可能な限り、セルを結合せず、単純な構造で作成する。

**【良い例】**

保健福祉センター所在地（保健業務担当）			
区名	郵便番号	所在地	電話番号
北	530-8401	北区扇町2-1-27	06-6313-9882
都島	534-0027	都島区中野町5-15-21（分館）	06-6882-9882
福島	553-8501	福島区大開1-8-1	06-6464-9882

**【悪い例】**

区役所一覧	
区役所（住所）	開庁時間
	平日
北区	午前9時～午後5時30分
都島区	
福島区	
此花区	

ヘッダセルを設定した単純な構造の表では、ヘッダセルとデータセルを関連づけて読み上げるため、構造が理解しやすい。

（読み上げ順の例：①→②→③→④→①⑤→②⑥→③⑦→④⑧→①⑨→②⑩→③⑪→④⑫…）

ヘッダセルを設定した複雑な構造の表では、音声読み上げでは構造が理解しづらい。

（読み上げ順の例：①→②→②③④→①⑤→①⑥→②③④⑦）

**関連する項目**

3.4.6 レイアウトは読み上げ順に配慮して構成する

3. 4. 6 レイアウトは読み上げ順に配慮して構成する

関連 JIS 達成基準	関連 JIS 適合レベル
1.3.2、2.4.3	A

作成方針 **A**

- (1) スタイルシートや、表組みの仕組みを使ってレイアウトする場合は、音声読み上げソフトで読んだ場合に意味が通じるように構成する。

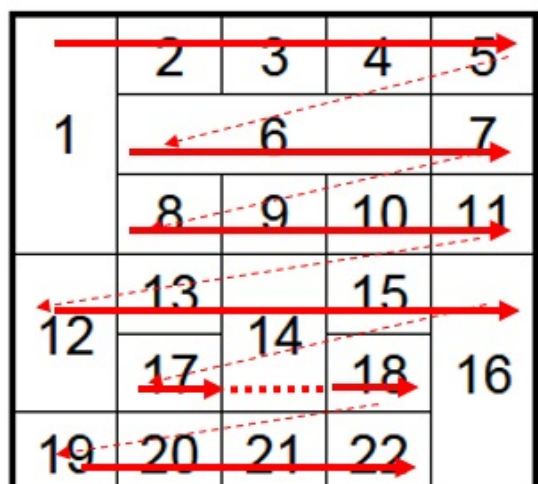
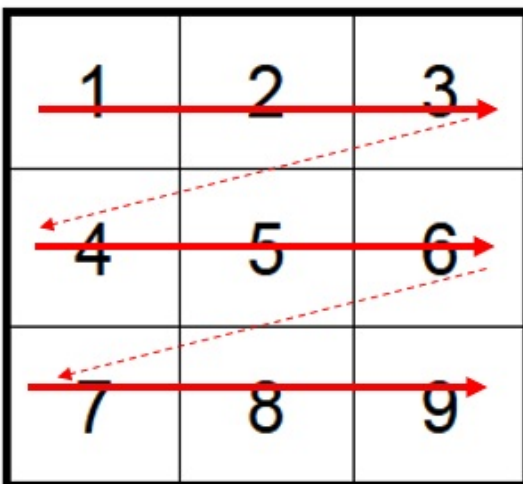
配慮が必要な理由

スタイルシートを活用することにより、段組構成などページ内の情報の配置（レイアウト）を指定することができます。

また、HTMLの表組みの仕組みを、ページ内の情報のレイアウトのために利用することがあります。たとえば、左右に情報を段組配置するために、枠線を非表示にした1行2列の表を書いて各セルに情報を配置することがあります。

音声読み上げソフトは、HTMLソースに記述された順序に沿って読み上げます。実際に読み上げる順序と、情報の対応関係など意味の順序との間に矛盾があると、音声読み上げソフトの利用者が内容を理解することが困難になります。

【例】音声読み上げソフトによる読み上げ順とセルが結合された表の読み上げ順



【悪い例】

表の読み上げ順

区名	日時	場所	費用	締切
北区	1	2	3	4
都島区		5	6	
福島区	7	8	9	10
此花区	11		12	

【良い例】

表の読み上げ順

区名	日時	場所	費用
北区	1	2	3
都島区	4	5	6
福島区	7	8	9
此花区	10	11	12

＜解説＞

セル結合のない簡単な構造としたり、順々に読み上げた時に意味が通じやすい構成にすることで、音声読み上げソフトでも内容が理解しやすくなる。

表の幅は設定しない。

【悪い例】

愛称候補

愛称候補一覧

愛称番号	愛称名	説明
		再整備された防災センターのコンセプトを漢字一文字で表現すると、「助」です。
1	あべのタスカル	再整備された防災センターのコンセプトを漢字一文字で表現すると、「助」です。 大災害が発生し、家財を全て失うことになったとしても、自助・共助を学んでおくことで、何よりも大切なもの、「命」さえ助ければ、人生何處でもやり直しが可能です。 消防局からの頼みのイメージをしっかりと伝えられるキーワードであり、子どもや外国人が発音しにくい漢音が入っていないのがポイントです。

【良い例】

愛称候補

愛称候補一覧

愛称番号	愛称名	説明
		再整備された防災センターのコンセプトを漢字一文字で表現すると、「助」です。
1	あべのタスカル	再整備された防災センターのコンセプトを漢字一文字で表現すると、「助」です。 大災害が発生し、家財を全て失うことになったとしても、自助・共助を学んでおくことで、何よりも大切なもの、「命」さえ助ければ、人生何處でもやり直しが可能です。 消防局からの頼みのイメージをしっかりと伝えられるキーワードであり、子どもや外国人が発音しにくい漢音が入っていないのがポイントです。

＜解説＞

表の幅を設定してしまうと、画面の表示サイズを変えたときに全て表示されないことがある。

＜解説＞

表の幅を設定しないことにより、画面の表示サイズにあわせて表全体のサイズも変わる。

関連する項目

- 3.1.2 スタイルシートを適切に使用する
- 3.4.5 データを表すための表組みを分かりやすく作る

**3. 4. 7 フレームは原則として使用しない**

関連 JIS 達成基準	関連 JIS 適合レベル
2.4.1、2.4.2、4.1.2	A

**作成方針** **A**

- (1) フレームは原則として使用しない。

**配慮が必要な理由**

ブラウザの画面を複数に分割して内容を表示するフレーム構造は、音声読み上げソフトやテキストブラウザなどを利用している人にとって、利用が難しい場合があります。

また、検索エンジンなどを利用して、フレームで分割された個々のページを閲覧した人は、全体の構造を理解することができず、ホームページのメニューを利用することができない場合があります。

3. 4. 8 ページの自動更新や自動的な移動は行わない

関連 JIS 達成基準	関連 JIS 適合レベル
2.2.2、3.2.1、3.2.2	A
2.2.4、3.2.5	AAA

作成方針

- (1) ページ内容の自動更新が行われる場合、利用者がそれを停止あるいは非表示できる仕組み、または更新頻度を調整できる仕組みを用意する。 A
- (2) ページ内容の自動更新や入力内容の自動送信が行われる場合、そのことが事前に利用者に分かるよう、説明を記載する。 A

(参考) AAA

レベルAAAでは以下の対応が求められている。

- ・ ホームページのURLを変更する場合は、新しいURLを案内したページを用意する。一定時間で自動的に移動する仕組みにしない。
- ・ ページ内容を自動更新するのではなく、利用者が自分の意思で更新する仕組みを用意する。

配慮が必要な理由

ページ内容の一部が自動的に更新された時、画面の一部を拡大して表示している弱視の利用者や、携帯電話やスマートフォンなどの小さな画面で表示している利用者は、変化に気づかない場合があります。

また、URLを変更した際に「このページは新しいURLへ移動しました。自動的に新URLへ移動します」といった説明文を表示して新しいページへ自動的に移動するように設定すると、表示内容を読むのに時間がかかる利用者や、音声読み上げソフトでページの先頭から順々に読んでいる利用者などが、説明を読み終える前に別のページへ移動してしまい、内容が理解できない恐れがあります。

3. 5 情報を支障なく読みとれるようにするために

3. 5. 1 規格及び仕様に準拠する

関連 JIS 達成基準	関連 JIS 適合レベル
4.1.1、4.1.2	A

作成方針 **A**

- (1) 大阪市ホームページは、原則として以下の技術で作成、更新を行う。
  - ・ HTML・・・XHTML 1.0 Transitional、XHTML5
  - ・ スタイルシート・・・CSS3
- (2) 新たにホームページを構築する際には、HTMLやスタイルシートといった使用する技術について、どのバージョンやDTD（文書型定義）で作成するかを、事前に検討し決定する。

配慮が必要な理由

ホームページを作成する技術には国際的に定められたルール（規格及び仕様）があります。ルールに則って作成されていないページは、ブラウザが内容をうまく表示できないといった問題が発生する恐れがあります。

3. 5. 2 言語コードと文字コードを指定する

関連 JIS 達成基準	関連 JIS 適合レベル
3.1.1	A
3.1.2	AA

作成方針

- (1) html要素のlang属性またはxml:lang属性に、使用している言語を記述する。 A
- (2) 文字コードutf-8で作成する。head要素のmeta要素内に、utf-8と記述する。 A
- (3) ページ内に別の言語を表記する場合に、lang属性を用いて言語を記述する。 AA

配慮が必要な理由

ホームページの内容がどの国の言葉で書かれているかをHTMLのタグによる記述で指定することにより、ブラウザの表示や音声読み上げソフトの読み上げ、検索エンジンでの分類などが適切に行われるようになります。

また、ホームページの内容が、どの文字コード（コンピュータに文字を理解させるための符号化方式）で用意されているかをHTMLのタグによる記述で指定することにより、ブラウザでの文字化けを防ぐことができます。ページ本文だけでなくページタイトルも文字化けしないよう、文字コードはページタイトルを記述する title 要素より前の meta 要素内に記述します。

ページ内で別の言語が使用されている場合は、その部分だけCMSでlang属性を設定して言語が切り替わったことを明示します、例えば lang="en" と英語に切り替わったことを指定してある箇所では、音声読み上げソフトは英語の発音で読み上げられるようになります。

3. 5. 3 機種依存文字は使用しない

関連 JIS 達成基準	関連 JIS 適合レベル
該当なし	該当なし

作成方針

- (1) 丸数字やローマ数字は、原則として使用しない。  
 (例) ①や②などの丸数字、ⅠやⅡなどのローマ数字は1、2などのように算用数字に置き換える。
- (2) 異体字は原則として使用しない。(例：高 [はしごだか])
- (3) 人名や地名などに異体字が含まれ置き換えができない場合には、正字体で表記するとともに、例えば「氏名代用文字対照表」といったタイトルで「正字体」「異体字(画像で)」「異体字を説明するテキスト※」を記載した別ページを設け、同ページへのハイパーリンクを設置するという対応方法がある。  
 ※ 部首で説明(例：〇〇偏に□□)することが一般的ではあるが、説明な困難な文字もある。

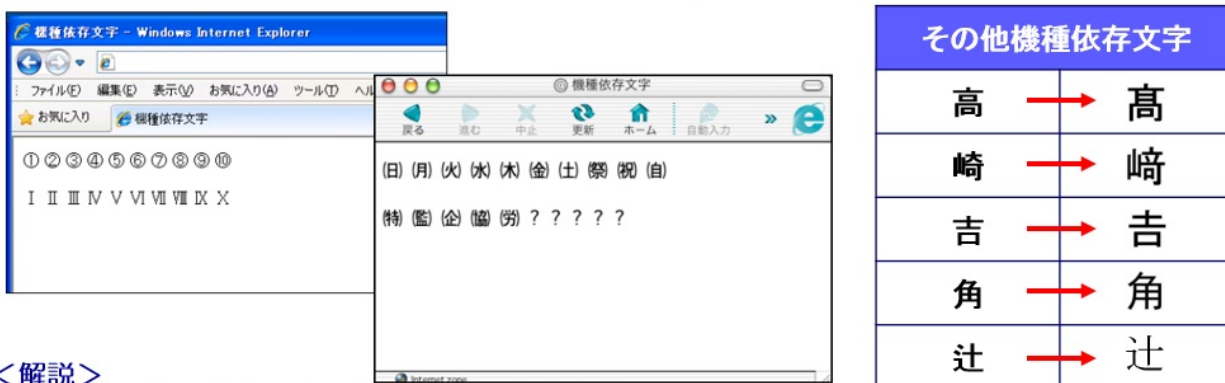
配慮が必要な理由

①や②などの丸数字、ⅠやⅡなどのローマ数字は、利用者の閲覧環境によって正しく表示されない場合があります。

【例】機種依存文字を使用したページの表示例

Windows では左のウィンドウのように表示される内容が、Mac OS では右のウィンドウのように表示される場合があります。

(左が Microsoft Edge / 右が Mac OS)



<解説>

丸数字、ローマ数字、異字体は原則使用しない。  
 人命や地名などに異字体が含まれていて置き換えができない場合には、正字体で表記する。  
 例えば「氏名代用文字対照表」といったタイトルで「正字体」「異字体(画像で)」「異字体を説明するテキスト」を記載した別ページを設け、同ページへのハイパーリンクを設置するという対応方法がある。

3. 5. 4 単語の間にスペースや改行を挿入しない

関連 JIS 達成基準	関連 JIS 適合レベル
1. 3. 2	A

作成方針 **A**

- (1) 単語内の文字と文字との間、または数字と単位との間に、全角スペースあるいは半角スペースを入れない。
- (2) 単語内の文字と文字との間、または数字と単位との間に改行を入れない。
- (3) SNSのプラグインをホームページに埋め込み、記事を作成する場合も同様の対応をする。

配慮が必要な理由

印刷用の文書では、文書内で体裁を整えるために、単語内の文字と文字との間にスペースや改行を入れる場合があります。しかし、ホームページの文章の中でこうした記述を行うと、音声読み上げソフトの利用者が内容を理解できなくなったり、キーワード検索で情報が見つかりづらくなったりといった問題が起きます。

たとえば、「経済」という単語が「経 済」と全角スペースを入れて記述されている場合、音声読み上げソフトが「けいざい」というひと固まりの単語として認識できず、「けい すみ」と読み上げてしまう場合があります。Word等の元の文書で単語内にスペースが入っていた場合も、ホームページではスペースを削除します。

また、Yahoo!やGoogleなどの検索サービスや大阪市ホームページのキーワード検索機能を使用して、特定の単語が含まれるページを探す際、利用者が探している単語内の文字と文字との間にスペースや改行が入っていると、探しているページが検索結果の上位に表示されない場合があります。

なお、人名の「名字」と「名前」の間にスペースを入れるのは問題ありません。

【悪い例】

附 則

- 1 この要綱は、平成30年9月1日から施行する。
- 2 改正前の要綱(平成29年4月1日施行)に基づき調査審議を行った契約については、施行日以降に契約を締結するものであっても、なお、従前の例による。

<解説>

「附 則」と全角スペースを入れて記載すると、音声読み上げソフトが「ふそく」という一つの単語として認識できず、「ふ のり」と読み上げてしまう。

【良い例】

附則

- 1 この要綱は、平成30年9月1日から施行する。
- 2 改正前の要綱(平成29年4月1日施行)に基づき調査審議を行った契約については、施行日以降に契約を締結するものであっても、なお、従前の例による。

<解説>

全角スペースを入れずに「附則」とすることで音声読み上げソフトが一つの単語として認識し、「ふそく」と正しく読み上げることができる。

日付はスペースを入れず記載します。

【悪い例】

• 開催日	2019年5月3日
	2019年10月19日

<解説>

二行目の「10月19日」と見た目の並びを合わせようと数字と単位の間スペースを入れたため、読み上げソフトが「ごつきさんひ」と個別の文字として認識し、読み上げてしまう。

【良い例】

• 開催日	2019年5月3日
	2019年10月19日

<解説>

読み上げでは、「ごがつみっか」となる。数字と単位が一つのかたまりとして、読み上げソフトで認識される。

単語内の文字と文字との間にスペースや改行を入れると、音声読み上げソフトの利用者が内容を理解できなくなったり、キーワード検索で情報が見つかりづらくなるという問題が生じる。

【悪い例】

	【読み上げ順】
日 時	にち とき
場 所	ば ところ
内 容	うち よう

<解説>

「日 時」と全角スペースを入れて記載すると、音声読み上げソフトが「にちじ」というひと固まりの単語として認識できず、「にち とき」と読み上げてしまう。

【良い例】

	【読み上げ順】
日時	にちじ
場所	ばしよ
内容	ないよう

<解説>

体裁を整える場合は、単語の間にスペースや改行を挿入しない。

【参考】

PC用に文書のレイアウトを整えるために改行やスペースを使用した場合、表示幅が狭いモバイル機器で見た際に、レイアウトが崩れることがある。

【悪い例】

PC版

大阪市の歴史

ページ番号：417828 2017年11月22日

江戸時代

焼け野から復興した経済都市大阪が「天下の台所」として全国的に名を馳せたのは江戸期です。全国からの物資が集まり出荷されていく「流通拠点」となり、国際貿易にも結び付いた国内最大の経済都市として栄え、なかでも米は堂島米市場の米相場が全国相場の基準とされました。

商いと共にそれを支える町人文化も開花してゆき、竹本義太夫率いる人形浄瑠璃（大阪で発展した人形浄瑠璃は「文楽」として知られ、2008年にユネスコの「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に記載されました。）が近松門左衛門とのコンビで大成功をおさめ、井原西鶴、上田秋成などの文芸文化も開花しました。

モバイル版

江戸時代

焼け野から復興した経済都市大阪が「天下の台所」として全国的に名を馳せたのは江戸期です。

全国からの物資が集まり出荷されていく「流通拠点」となり、国際貿易にも結び付いた国内最大の経済都市として栄え、なかでも米は堂島米市場の米相場が全国相場の基準とされました。

商いと共にそれを支える町人文化も開花してゆき

竹本義太夫率いる人形浄瑠璃（大阪で発展した人形浄瑠璃は「文楽」として知られ、2008年にユネスコの「人類の無形文化遺産の代表的な一

改行されてしまう

<解説>

PC版で文章を改行するとモバイル版だと意図しない位置で、改行されてしまう場合がある。（CMSの「WEB表示確認」における「スマートフォン表示」を使用し、コンテンツ作成時や承認時に確認が必要。）

3. 5. 5 画像に適切な代替テキストを用意する

関連 JIS 達成基準	関連 JIS 適合レベル
1. 1. 1、2. 4. 4	A
2. 4. 9	AAA

作成方針

(1) 画像を使用する際は、代替テキスト（Alt属性）に画像で表現している内容を簡潔に表す言葉を入れる。

A

(2) 地図やグラフなど複雑な内容を示している画像の場合は、画像近くに内容を漏れなく説明する文章や表を掲載する。

A

(3) 装飾や見た目の整形を目的に用いられる画像は、代替テキストを「alt=" "」（”と”の間に何も書かない）とし、音声で読まれないようにする。

A

(4) リンク画像には、リンク先の内容を予測できる代替テキストを入れる。

A

(5) SNS のプラグインをホームページに埋め込み、その記事の中に画像を掲載する場合、以下のいずれかの対応を行う。

A

- ・ SNSの仕組みを用いて画像に代替テキストを設定する。
- ・ 画像を掲載する記事の中に画像の内容を説明するテキストを掲載する。

(参考) AAA

レベルAAAでは、リンク画像の代替テキストだけを拾い読みした場合に、リンク先の内容を予測できるようにすることが求められている。

配慮が必要な理由

画像を使用することにより、ホームページの情報を分かりやすく魅力的に伝えることができます。その一方で、利用者の中には、画像の内容を読み取れない人がいるため、使用する際の配慮が必要です。

たとえば、音声読み上げソフトの利用者は、ホームページ内のテキストを音声で読むことができますが、画像で表示されている内容は読むことができません。また、検索エンジンなどのプログラムも、画像で表示されている内容を把握できません。

作成時に画像の内容を説明するテキスト（代替テキスト）を用意することにより、音声読み上げソフトの利用者や検索エンジンなどのプログラムも内容を読み取ることができるようになります。

代替テキストを単に「画像」や「写真」としたり、ファイル名（「●●.jpg」など）を入れてしまうと、音声読み上げソフトの利用者には画像の内容が伝わりません。

【悪い例】 各区のイベント

画像のみ



<解説>

画像のみのため、音声読み上げソフトの利用者は、画像で表示されている内容を読むことができない。

【良い例】

各区のイベント



- > [北区](#) > [都島区](#) > [福島区](#)
- > [此花区](#) > [中央区](#) > [西区](#)
- > [港区](#) > [大正区](#) > [天王寺区](#)
- > [浪速区](#) > [西淀川区](#)
- > [淀川区](#) > [東淀川区](#)
- > [東成区](#) > [生野区](#) > [旭区](#)
- > [城東区](#) > [鶴見区](#)

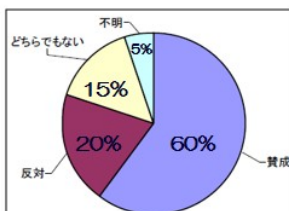
<解説>

画像化されているテキストと同じ内容を代替テキストに指定しているため、音声読み上げソフトで内容を読み取ることができる。

地図やグラフなど複雑な内容を示している画像の場合は、画像近くに内容を漏れなく説明する文章や表を掲載する。

【悪い例】

<ALT>グラフ



<ALT>画像

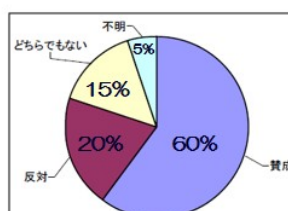


<解説>

音声読み上げソフトの利用者は、ホームページ内のテキストを音声で読むことができますが、画像で表示されている内容は読むことができません。

【良い例】

<ALT>〇〇についてどう思うか。賛成60%、反対20%、どちらでもない15%、不明5%



<ALT>公園で遊ぶ子どもたち



<解説>

作成時に画像の内容を説明するテキスト（代替テキスト）を用意することにより、音声読み上げソフトの利用者や検索エンジンなどのプログラムも内容を読み取ることができるようになります。

文字を含む画像の場合は、画像にある文字を代替テキストに記載します。

【悪い例】



<ALT>photo1103.jpg

代替テキストがファイル名となっており、画像に書かれた文字が音声では伝わらない。

【良い例】



<ALT>御堂筋イルミネーション  
11月3日開始

画像に書かれた文字と同じ代替テキストが入っている。

リンクの貼られた画像には、代替テキストにリンク先の内容がわかるテキストを入れます。

【悪い例】



<ALT>ロゴ



<ALT>画像

「画像」「ロゴ」「バナー」等の代替テキストでは、リンク先のページを予測できない。

【良い例】



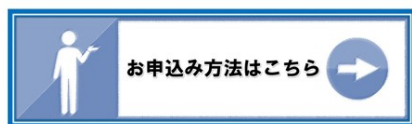
<ALT>大阪市



<ALT>イベント・観光

リンク先のページを予測できる適切な代替テキストが入っている。

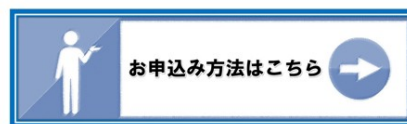
【悪い例】



<ALT> (空)

代替テキストが空 (alt="") のため、リンク先のページが伝わらない。

【良い例】



<ALT>お申込み方法

リンク先のページを予測できる適切な代替テキストが入っている。

関連する項目

- 3.1.1 文字色と背景色の組合せ、コントラストに配慮する
- 3.3.2 リンクの表現は、リンク先を予測できる内容にする
- 3.4.4 分かりやすい説明、表現を心がける
- 3.5.13 形または位置のみに依存した情報提供はしない

3. 5. 6 音声で情報を提供する場合は、音声で伝える情報の内容をテキストで用意する

関連 JIS 達成基準	関連 JIS 適合レベル
1. 1. 1、1. 2. 1、1. 4. 2	A
1. 2. 9、1. 4. 7	AAA

作成方針

- (1) 音声で情報を提供する場合は、音声で伝える情報の内容をテキストで掲載する。 A
- (2) 音声を自動的に再生しない。 A

(参考) AAA

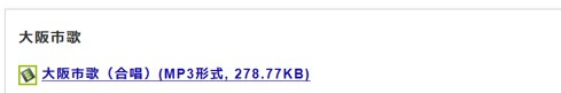
レベルAAAでは、生中継の音声コンテンツの内容をテキストで用意することが求められている。また、録音された音声ファイルには背景音がないか、ある場合は背景音を消すことができたり、発話の音声よりも20デシベル以上低くなるよう編集することが求められている。

配慮が必要な理由

音声で情報を伝える場合、その内容が聞こえない人へ情報が伝わらなくなるものないように配慮が必要です。

たとえば、閲覧しているパソコンなどに音声出力の機能がない利用者には、情報が伝わりません。また、聴覚に障がいがあると、聞こえなかったり聞こえにくかったりします。

【悪い例】



<解説>

テキストの記載がないため、聴覚障がい者に内容が伝わらない。

【良い例】



<解説>

音声で伝える情報の内容をテキストで用意することで、音声出力機能がないパソコンの利用者や、聴覚障がい者にも内容が正しく伝えられる。

関連する項目

- 3. 3. 3 PDF など HTML 以外のファイルにリンクを設定する場合は、分かりやすさに配慮する
- 3. 5. 7 動画で情報を提供する場合は、動画で伝える情報の内容をテキストで用意する
- 3. 5. 11 Flashは原則として使用しない

3. 5. 7 動画で情報を提供する場合は、動画で伝える情報の内容をテキストで用意する

関連 JIS 達成基準	関連 JIS 適合レベル
1.1.1、1.2.1、1.2.2、1.2.3	A
1.2.4、1.2.5	AA
1.2.6、1.2.7、1.2.8	AAA

作成方針

<音声を含まない映像のみのコンテンツを提供する場合>

- (1) 映像の内容を音声またはテキストで提供する。 **A**

<音声を含む動画で情報を提供する場合>

- (1) 動画の音声の内容を字幕で提供する、または音声の内容をテキストで提供する。 **A**
- (2) 動画の映像で表現されている情報（音声では伝えられていない情報がある場合）について、以下のいずれかの対応を行う。 **A**
- ・ 音声解説（動画内で音声による説明）を提供する。
  - ・ 映像で伝える情報の内容をテキストで掲載する。
- (3) 外部の動画配信サービスを利用する場合も同様の対応をする。 **A**
- (4) 動画の映像で表現されている情報について、音声解説を提供する。 **AA**
- ・ 生中継の動画の音声の内容を字幕で提供する。

(参考) **AAA**

レベルAAAでは、以下の対応が求められている。

- ・ 動画の音声の内容を手話通訳で提供する。
- ・ 動画の映像で表現されている情報について、拡張音声解説を提供する。
- ・ 動画の音声及び映像の内容をテキストで提供する。

配慮が必要な理由

動画で情報を伝える場合、音声聞こえない人、映像を見ることができない人へ情報が伝わらなくなることはないように配慮が必要です。

関連する項目

- 3.3.3 PDF など HTML 以外のファイルにリンクを設定する場合は、分かりやすさに配慮する
- 3.5.6 音声で情報を提供する場合は、音声で伝える情報の内容をテキストで用意する
- 3.5.11 Flash は原則として使用しない

3. 5. 8 Word、Excel、PowerPoint 形式のファイル提供には細心の注意を払う

関連 JIS 達成基準	関連 JIS 適合レベル
該当なし	該当なし

作成方針

- (1) 多様な利用者に広く情報提供を行うため、HTMLでページを作成することを基本とする。
- (2) 申請書の様式など利用者が編集できるようにWord、Excel、PowerPoint形式による情報提供を行う場合、併せてPDF形式で情報提供を行う。
- (3) Excel形式で情報提供を行う場合は、作成したファイルを公開する前に、マクロウィルスなどの不適切なプログラムが混入していないか十分確認する。また、ファイルのプロパティの内容を確認し、作成者の個人名など公開すべきでない情報が残っていないか確認する。

配慮が必要な理由

Word、Excel、PowerPoint など、有償で提供されているソフトを用いて作成したファイルは、そのソフトを持っていない人が内容を読めない場合があります。また、予期せず「マクロ」によるウィルスをばら撒いてしまい、利用者に不利益を与える恐れがあります。

多様な利用者に広く情報提供を行うためには、HTML でページを作成する方法が最も確実であるため、情報提供はHTMLで行うことを基本にします。

なお、PDF を閲覧するソフトは無償で提供されています。申請書の様式など利用者にレイアウトどおりに印刷し使用してもらう必要がある場合は、Word、Excel、PowerPoint 形式ではなく PDF で提供することによって、より多くの利用者に情報を届けることができます。

【悪い例】



<解説>

有償ソフトを持っていない人が閲覧しようとした場合、メッセージが表示され、閲覧することができない。

【良い例】



<解説>

多様な利用者に広く情報提供を行うためには、HTMLで情報提供を行うことを基本とする。

または申請書などのレイアウトどおりに印刷し利用してもらう必要がある場合は、無償提供されているPDFで提供する。

関連する項目

- 3. 3. 3 PDF など HTML 以外のファイルにリンクを設定する場合は、分かりやすさに配慮する
- 3. 5. 9 Word、Excel、PowerPoint などで作成した HTML 文書は掲載しない
- 3. 5. 10 PDF は極力使用せず、使用する場合は作成方法、提供方法に配慮する

3. 5. 9 Word、Excel、PowerPointなどで作成したHTML文書は掲載しない

関連 JIS 達成基準	関連 JIS 適合レベル
該当なし	該当なし

**作成方針**

- (1) Word、Excel、PowerPointをHTML形式(Web形式)で保存し掲載しない。
- (2) Word、Excel、PowerPointで作成した内容は、原則としてHTMLのページを作成し提供する。HTMLでの提供が適さない場合や、用意することが難しい場合はPDF形式で提供する。

**配慮が必要な理由**

Word、Excel、PowerPoint などには、作成した文書を HTML 形式で保存する機能があります。しかしこの機能でページを作成すると、HTML に本ガイドラインが推奨していないタグが含まれたり、本ガイドラインが記載を求めている内容が抜けてしまったりします。

また、複雑な HTML となることでページの容量が大きくなってしまう場合があります。

**関連する項目**

- 3.5.8 Word、Excel、PowerPoint 形式のファイル提供には細心の注意を払う
- 3.5.10 PDF は極力使用せず、使用する場合は作成方法、提供方法に配慮する

3. 5. 10 PDF は極力使用せず、使用する場合は作成方法、提供方法に配慮する

関連 JIS 達成基準	関連 JIS 適合レベル
2.4.2	A

作成方針 **A**

- (1) 情報提供はHTMLで行うことを基本とする。PDF形式での情報提供は、以下の場合に限る。
  - ・ 申請書の様式など、利用者にレイアウトどおりに印刷し使用してもらう必要がある場合。
  - ・ 報告書など多数のページで構成される情報を、一つまたは複数のファイルにまとめて収録し提供する必要がある場合。
- (2) PDF形式で情報を提供する場合は、以下のとおりとする。
  - ・ 紙の文書をスキャナーなどで画像として取り込み、PDFに変換したものを提供しない。
  - ・ 利用者が PDF を利用できない場合でも内容を把握できるよう、PDF で提供している情報の内容をテキストで掲載する。対応が難しい場合は、提供している内容に関する問い合わせ先を明記する。
  - ・ 公開する前に、「文書のプロパティ」の内容を確認し、作成者の個人名、職員番号など公開すべきでない情報が残っていないか確認する。
  - ・ ポスター等印刷物を PDF で掲載する場合に、文字が埋め込まれている（文字の部分をマウスカーソルで選択できる）ことを確認する。

配慮が必要な理由

PDF 形式で提供される情報は、音声読み上げソフトによって内容を適切に読めない場合があります。多様な利用者に広く情報提供を行うためには、HTML でページを作成する方法が最も確実であるため、情報提供は HTML で行うことを基本にします。

PDF 形式で情報提供を行う場合は、情報が伝わらなくなることをないように特に配慮が必要です。

関連する項目

- 3.3.3 PDF など HTML 以外のファイルにリンクを設定する場合は、分かりやすさに配慮する
- 3.5.8 Word、Excel、PowerPoint 形式のファイル提供には細心の注意を要する
- 3.5.9 Word、Excel、PowerPoint などで作成した HTML 文書は掲載しない

### 3. 5. 11 Flashは原則として使用しない

#### 作成方針

- (1) 原則的にFlashを使用しない。

#### 配慮が必要な理由

Flashを用いることにより、HTMLでは実現できない表現や操作の仕組みを提供することが可能でしたが、HTML5等の代替技術が普及したこと等の理由から、2020年末に終了しています。

#### 関連する項目

- 3.5.6 音声で情報を提供する場合は、音声で伝える情報の内容をテキストで用意する
- 3.5.7 動画で情報を提供する場合は、動画で伝える情報の内容をテキストで用意する
- 3.6.1 キーボードだけですべての操作が行えるようにする

3. 5. 12 色だけに依存した情報提供はしない

関連 JIS 達成基準	関連 JIS 適合レベル
1.3.1、1.4.1	A

作成方針 **A**

- (1) 情報の意味や位置づけの違いは、色の違いで表現するだけでなく、文字内容などでも違いが分かるようにする。
- ※ 必要に応じ、CMSの色覚障がいの方向けの画像ファイル色調調整機能も利用すること。
- (2) テキストを赤字等にすることにより強調する場合は、CMSの機能により強調を指定する。

配慮が必要な理由

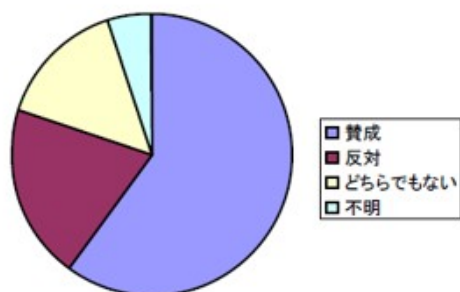
色はホームページに欠かせない表現方法のひとつです。情報の違いや位置づけを視覚的に分かりやすく表現するためにも、色を効果的に用いることは重要です。

その一方で、利用者には色覚に障がいのある人もいるため、色を使う際には配慮が必要です。その割合は大変多く、たとえば日本人の男性では20人に1人とわれています。このほか、白内障などによって色の区別がつきにくくなる場合があります。また、音声読み上げソフトでホームページを利用している場合は、色の違いが分かりません。

たとえば、「赤字は休館日です」「赤字は必須入力項目です」のように色だけで情報の違いを表現したり、赤字にすることで強調を意味したりすると、このような利用者に正確な情報が伝わらない恐れがあります。

視覚的に分かりやすくなるように色を違えると同時に、文字内容などによって情報の違いを理解できるように配慮が必要です。一般的には、ページを白黒印刷した場合でも情報が間違いなく伝わるように注意して作成することにより、情報が適切に伝わるようになります。また、強調の場合は強調であることをHTMLのタグの記述によって示すことで、音声読み上げソフトに強調という構造が伝わります。

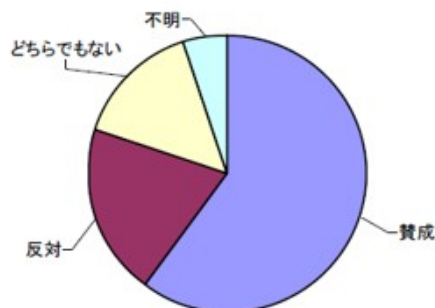
【悪い例】



<解説>

グラフの凡例を色だけで違いを表現しているため、見間違えるが発生する。

【良い例】



<解説>

グラフの凡例を色と引き出し線で違いを表現しているため、情報が適切に伝わる。

【悪い例】

# 入力フォーム

赤字は必須項目です。

名前:

フリガナ:

電話番号:

<解説>

色だけの情報では、利用しづらい場合がある。

【良い例】

# 入力フォーム

赤字は必須項目です。

名前[必須]:

フリガナ:

電話番号:

<解説>

どの項目について色がついているのかを表示する。

【良い例】赤字にするとともに、強調タグ<strong>を指定している例

※お寄せいただきましたご意見等の要旨につきましては、個人が特定できる情報などを除いたうえで、本市ホームページ等で原則、公表させていただきますので、あらかじめご了承ください。

**公表を希望されない場合は、その旨をお申し出ください。**

※地下鉄・バス事業は平成30年4月から民営化されました。

**平成30年4月以降、**

[地下鉄に関するご意見等](#)につきましては、[大阪市高速電気軌道株式会社 \(Osaka Metro\)](#)

[バス \(旧市バス\) に関するご意見等](#)につきましては、[大阪シティバス株式会社](#)

へ直接お寄せいただきますようお願いいたします。

(お寄せいただいたご意見等につきましては、各株式会社での取り扱いとなり、大阪市の取り扱いとは異なります。)

赤字にするとともに、強調を示すstrongタグが指定されており、音声読み上げソフトに強調という構造が伝わる。

関連する項目

- 3.1.1 文字色と背景色の組合せ、コントラストに配慮する
- 3.4.4 分かりやすい説明、表現を心がける

3. 5. 13 形または位置のみに依存した情報提供はしない

関連 JIS 達成基準	関連 JIS 適合レベル
1. 3. 3	A

作成方針 **A**

- (1) 画像には適切な代替テキストを用意し、画像の形や大きさなどを認識できない場合でも、内容を適切に理解できるようにする。
- (2) ○×△などの記号だけで情報の内容を伝えることは避ける。どうしても必要な場合は、画像化して配置し適切な代替テキストを用意する。
- (3) 位置の違いで情報の違いを表したり、操作を指示したりしない。

配慮が必要な理由

ホームページは様々な閲覧環境から利用されるため、誰もが同じように見ているとは限りません。

たとえば、音声読み上げソフトの利用者などは、画像の形ではなく代替テキストの内容で情報を把握します。

また、○×△などの記号を読み飛ばす設定で読んでいる場合があります。

**【悪い例】**

スポーツイベントの申込			
開催日	午前	昼間	夜間
1月1日(火曜日)	x	○	○
1月2日(水曜日)	x	○	○※2
1月3日(木曜日)	○※1	○	x

※1 午前10時から利用可能

※2 午後7時まで利用可能

<解説>

音声読み上げソフトでは、「○」「×」「※」を読み飛ばす場合がある

**【良い例】**

スポーツイベントの申込			
開催日	午前	昼間	夜間
1月1日(火曜日)	不可	可	可
1月2日(水曜日)	不可	可	可(注2)
1月3日(木曜日)	可(注1)	可	不可

注1 午前10時から利用可能

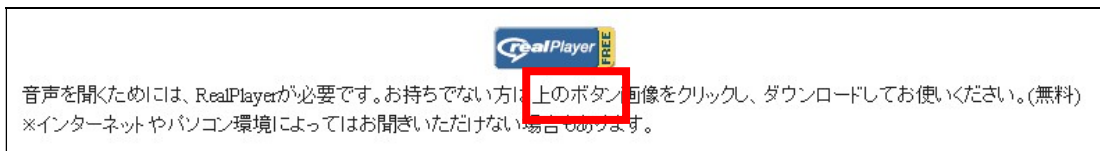
注2 午後7時まで利用可能

<解説>

「○」「×」「※」を「可」「不可」「注」として対応する。

このほか、音声読み上げソフトの利用者や、スマートフォン、携帯電話の利用者は、一般的なブラウザでの表示と異なる配置でホームページを閲覧している場合があり、「右は・・・、左は・・・です」「左下の・・・を・・・してください」などと表現しても伝わらない恐れがあります。

【悪い例】

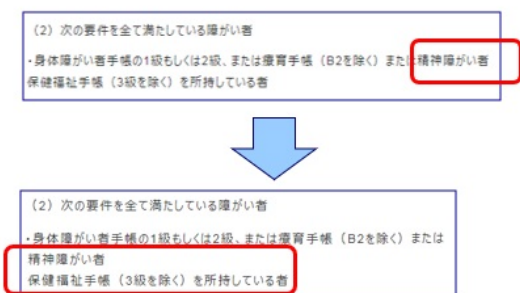


【良い例】



【悪い例】

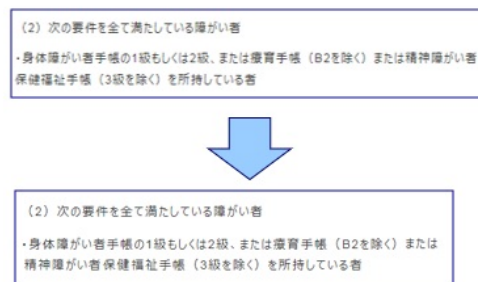
改行を入れて見た目を整えた例



<解説>

画面の表示幅を狭めると文字の表示数も変わるため、改行させて整えた箇所も意図した箇所と違う改行位置となって表示されてしまう。

【良い例】



<解説>

改行を入れずに文字を記載しているため、画面表示の幅を変えると文字の表示も画面にあわせて表示される。

関連する項目

- 3.1.1 文字色と背景色の組合せ、コントラストに配慮する
- 3.4.4 分かりやすい説明、表現を心がける
- 3.5.5 画像に適切な代替テキストを用意する

### 3. 6 入力や操作を支障なく行えるようにするために

#### 3. 6. 1 キーボードだけですべての操作が行えるようにする

関連 JIS 達成基準	関連 JIS 適合レベル
2. 1. 1、2. 1. 2、2. 4. 3、3. 2. 1、3. 2. 2	A
2. 4. 7	AA
2. 1. 3	AAA

#### 作成方針

- (1) すべての操作をマウスを使わずキーボードで行えるようにする。 AAA
- (2) 新規にホームページを作成する場合は、キーボードのTABキーとEnterキーを使って、ホームページ内のリンクを利用できること、入力フォームなどを利用できることを確認する。 A
- (3) キーボードのTABキーを使ってホームページ内のリンクやフォームの選択候補（フォーカス）を移動する場合に、情報の意味のつながりや関係性に即した順序で移動するように、リンクやフォームを配置する。  
A
- (4) キーボード・フォーカスが当たっていることが視覚的に確認できるようにする。 AA

#### 配慮が必要な理由

手の動作が不自由な利用者や、音声読み上げソフトの利用者などの中には、マウスの使用に支障があるため、すべての操作をキーボードで行う人がいます。

マウスでしか操作できないホームページを作成すると、このような利用者が情報を得られなくなりますので、十分な配慮が必要です。

#### 関連する項目

- 3. 5. 11 Flash は原則として使用しない
- 3. 6. 5 JavaScript を使用する場合は、様々な利用者に配慮する

3. 6. 2 入力フォームは分かりやすく作成する

関連 JIS 達成基準	関連 JIS 適合レベル
1. 1. 1、3. 3. 2	A
2. 4. 6	AA
3. 3. 5	AAA

作成方針

(1) 入力フォームを用いたページを作成する際には、以下の内容に配慮する。

- ・ 適切な項目名（ラベル）をつける。 AA
- ・ HTML のタグによる記述で、項目名（ラベル）と入力欄との対応関係を指定する。 A
- ・ 入力項目に制約事項（全角／半角、ハイフンの有無など）を設ける場合は、入力欄の前にテキストで説明を記載する。 A

（参考） AAA

レベルAAAでは、入力フォームの使い方についての説明文を提供することが求められている。

配慮が必要な理由

問い合わせなど、ホームページ上のフォームへ情報を入力する作業は、利用者の大きな負担となる場合があるため、フォームを分かりやすく作る必要があります。

たとえば、入力自体に不慣れな利用者や手の動作が不自由な利用者は、情報を入力する作業に大変な労力と時間がかかることがあります。また、音声読み上げソフトの利用者は、HTML の記述に配慮がないと、どこに何を入力すればよいか把握しづらくなります。

【良い例】 入力の条件を入力欄の前に記載した例

お名前(必須):

フリガナ(カタカナ):

電話番号(半角数字):

関連する項目

3. 6. 3 フォームの入力内容を確認し、取り消しや修正が可能な仕組みを用意する

3. 6. 3 フォームの入力内容を確認し、取り消しや修正が可能な仕組みを用意する

関連 JIS 達成基準	関連 JIS 適合レベル
3. 3. 1、3. 3. 2	A
2. 4. 6、3. 3. 3、3. 3. 4	AA
3. 3. 5、3. 3. 6	AAA

作成方針

- (1) 入力必須箇所や特定の形式(半角英数字等)での入力が求められている箇所での入力がエラーとなった場合に、エラー箇所をひと目で分かるように表示する。 A
- (2) 入力内容の修正を求める場合に、修正が必要な箇所とその修正方法をひと目で分かるように表示する。  
AA
- (3) 入力したすべての項目を入力しなおすことなく、修正が必要な項目だけを編集できる仕組みを用意する。  
AA
- (4) 利用者にとって法的な義務や金銭的な取引が生じる等のページでフォームを作成する時は、利用者が一度入力した内容を確認し、必要に応じて修正してから送信したり、送信を取りやめたりすることができる仕組みを用意する。 AA

(参考) AAA

レベルAAAでは、どのようなフォームを作成する場合でも、利用者が一度入力した内容を確認し、必要に応じて修正してから送信したり、送信を取りやめたりすることができる仕組みを用意することが求められている。

配慮が必要な理由

問い合わせなど、ホームページ上のフォームへ情報を入力する作業は、利用者の大きな負担となる場合があります。

利用者が入力内容について確認を行ってから登録できるように、利用者自らが入力内容を確認し、必要に応じて修正してから送信できるように配慮します。また、入力内容に不備があつて登録を受け付けられない場合は、どの箇所をどのように直せばよいのか、ひと目で分かるように表示する必要があります。

いずれの場合も、修正時に最初からすべての項目を登録しなおすのではなく、修正が必要な部分だけを編集できるようにすることで、入力の手間を最小限に抑え、快適に利用することが可能になります。

関連する項目

3. 6. 2 入力フォームは分かりやすく作成する

3. 6. 4 閲覧や操作、入力に制限時間を設定しない

関連 JIS 達成基準	関連 JIS 適合レベル
2.2.1	A
2.2.3、2.2.5	AAA

作成方針

- (1) ホームページの閲覧や操作、入力に制限時間がある場合は、利用者が制限時間を解除したり、延長することができるようにする。 A

(参考) AAA

レベルAAAでは、ホームページの閲覧や操作、入力に制限時間を設定しないことが求められている。

配慮が必要な理由

リンクなどの操作や情報の入力にかかる時間は、利用者によって大きく異なります。

たとえば、不慣れな利用者や、手の動作が不自由な利用者、音声読み上げソフトの利用者などは、操作や入力に非常に時間がかかることがあります。特に障がいのある利用者の場合は、想像がつかないほどの時間を必要とすることがあるため、配慮が必要です。

3. 6. 5 JavaScript を使用する場合は、様々な利用者に配慮する

関連 JIS 達成基準	関連 JIS 適合レベル
該当なし	該当なし

**作成方針**

(1) JavaScriptを用いたページの作成を業者へ依頼する際は以下の内容を指示する。

- ・メニューなど情報やサービスを利用するために必要不可欠な操作部分にJavaScriptを使用する場合は、JavaScriptが機能しない場合でも情報の選択や移動ができるようにする。必要な場合は代替手段を用意する。
- ・イベントハンドラを用いる際には、マウスで操作した場合もキーボードで操作した場合も同じ効果が得られるよう、マウスに関する指定とキーボードに関する指定を併せて行う。

**配慮が必要な理由**

JavaScript は、表示効果の付加や操作感の向上などを目的として様々な用途で使用されます。

利用者の中には、音声読み上げソフトの利用者をはじめとして、JavaScript で実現された変化や効果を適切に把握できない人もいるため、配慮が必要です。

**関連する項目**

- 3.6.1 キーボードだけですべての操作が行えるようにする

### 3. 7 危害や苦痛を与えないために

#### 3. 7. 1 画面の激しい点滅は行わない

関連 JIS 達成基準	関連 JIS 適合レベル
2.3.1	A
2.3.2	AAA

#### 作成方針

- (1) 画面全体または画面の一部を1秒間に3回より多く点滅させない。 AAA

#### (参考)

レベルAでは、1秒間に3回以上点滅する場合は、点滅する領域を視野10度（視界における中心視野に相当）の25%未満とする等の対応が求められている。 A

#### 配慮が必要な理由

画面の激しい点滅は、光感受性発作（光源性てんかん：激しく点滅する光の刺激を受けると、けいれんなどの発作を起こす症状）の原因になることがあります。

画面全体が点滅することが最も危険な状態ですが、弱視の利用者などが画面の一部を拡大して表示している場合、画面の一部の点滅でも問題になる恐れがあるため、バナー画像など画面の一部の要素であっても、点滅は避ける必要があります。

3. 7. 2 表示内容の移動や変化について注意する

関連 JIS 達成基準	関連 JIS 適合レベル
2.2.2	A

作成方針 **A**

- (1) 原則として表示されているテキスト、あるいはテキストを含む画像を移動させない。
  - (2) 画像内のテキスト内容が変化する画像（バナー広告など）を作成する必要がある場合は、一時停止できるようにするか5秒経過したら静止させる。
- ※ 一時停止ボタンなどの停止機能が設定できない場合は、アニメーションgif作成時に、5秒で静止するよう作成しておく。

配慮が必要な理由

テロップ効果のように文字が横に移動する場合、またバナー広告などで表示内容が変化する場合は、その移動や変化が速すぎると、内容を読み取ることが難しくなる恐れがあります。特に、弱視の利用者にとっては、内容の理解が困難になります。

また、認知能力の低下や注意力欠如のある利用者は、現在読んでいるコンテンツに神経を集中し続けることが難しく、内容の理解が困難になります。

## 4 SNSの埋め込みプラグインを利用して情報提供する場合

### 4. 1 SNSの埋め込みプラグインを利用して情報提供する場合もウェブアクセシビリティに配慮する

#### 作成方針

(1) X (旧 : Twitter) やFacebook等、SNSの埋め込みプラグインを利用して情報提供をする場合は、ウェブアクセシビリティを確保することが可能か確認し、ウェブアクセシビリティの問題がある場合、利用者の情報取得にできるだけ支障が出ないよう配慮する。

(対応例)

- ・ SNSで発信する情報を、ホームページにも掲載する。

(2) SNSで発信する情報について、ウェブアクセシビリティに対応する。

(対応例)

- ・ SNSの仕組みを用いて画像に代替テキストを設定したり、画像を掲載する記事の中に画像の内容を説明するテキストを掲載する。
- ・ 記事を作成する際に、単語の間にスペースや改行を挿入しない。
- ・ 文字を含んだ画像を掲載する場合は、文字色と背景色の組合せ、コントラストに配慮する。

#### 配慮が必要な理由

SNSの埋め込みプラグイン等、外部サービスを活用して大阪市ホームページの中で情報発信を行う場合があります。このような場合も、大阪市が作成し運用するものとして、ウェブアクセシビリティの対応が求められます。

#### 参考 (SNSサービス事業者による情報提供例)

X

「画像のアクセシビリティを向上させる方法」

<https://help.x.com/ja/using-x/picture-descriptions>

「良い画像の説明を作成する方法」

<https://help.x.com/ja/using-x/write-image-descriptions>

Facebook

「Facebookの自動代替テキストとはどのような機能ですか。」

<https://www.facebook.com/help/216219865403298>

「Facebookで写真の代替テキストを編集する」

[https://www.facebook.com/help/214124458607871?helpref=faq\\_content](https://www.facebook.com/help/214124458607871?helpref=faq_content)

## 5 スマートフォン利用者への配慮

### 5.1 スマートフォンの利用者に配慮する

#### 作成方針

- (1) 見出しや文章をできるだけ簡潔にする。
- (2) 小さな画面でも見やすい情報となるよう意識する。表を使用せずに文章で表現できないかなどを検討する。
- (3) 公開前のウェブ表示確認において、パソコン表示の確認に加えて、スマートフォン表示の確認を行い、小さな画面でも見やすい情報になっているか確認する。
- (4) 電話番号にはリンクを設定する。

#### 配慮が必要な理由

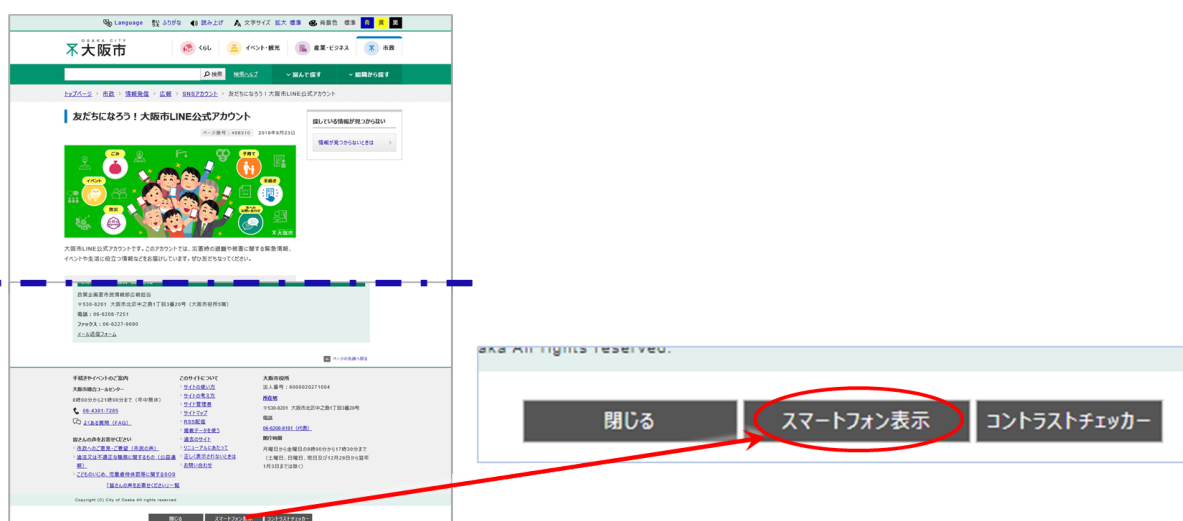
大阪市ホームページ利用者の約6割がスマートフォンからアクセスしています。スマートフォンの画面はパソコンより小さいため、一度に表示される情報量がパソコンよりも少なくなります。また、画面がパソコンより小さいため、特に表などが見づらい場合があります。

スマートフォン利用者に配慮してページを作成するとともに、公開前にスマートフォン表示の確認を行い、スマートフォンの小さい画面でも見やすい情報になっているか確認することが重要です。

さらに、モバイルファーストの観点から、スマートフォンなどからタップするだけで電話ができるよう、電話番号にリンクの設定を行います。

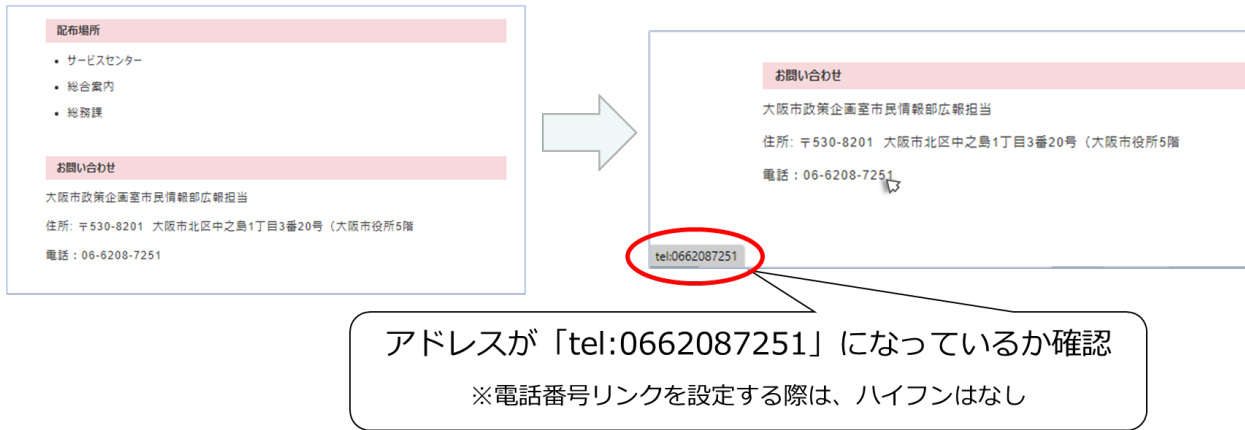
#### スマートフォン表示の確認方法

※公開前のWeb表示確認の際にスマホ表示でも確認する



## 電話番号リンクの確認方法

※公開前のウェブ表示確認の際に、電話番号の上にカーソルを載せ確認する  
ブラウザの左下にリンク先が表示される。



## 【例】電話番号リンクの表示例

パソコン表示したときは、見た目上は通常のテキストとして表示される。一方で、スマートフォン表示したときは、リンクとして表示される。

(左がパソコン表示 / 右がスマートフォン表示)



## 6 用語の説明

### イベントハンドラ

JavaScriptで、画像の上にマウスポインタを乗せるなどの操作に対して、画像を切り替えるなどの処理を行うための仕組み。

### ウェブアクセシビリティ

ホームページを利用するすべての人が、心身の機能や利用する環境に関係なく、ホームページで提供されている情報やサービスを利用できること。

### 音声読み上げソフト

パソコンの画面に表示されている内容や利用者の操作などを合成音声によって読み上げるソフトウェア。主に視覚に障がいのある利用者が使用する。

スマートフォンやタブレット端末でも、OS（オペレーティングシステム）に標準搭載されている音声読み上げ機能により、画面の表示内容や操作を読み上げることができる。

### 検索エンジン

インターネットに公開されている情報を検索する機能を提供するシステムの総称。Yahoo!、Googleといったポータルサイトで提供される検索サービスに使用されたり、ホームページ内全文検索機能として特定のホームページ内で使用される。

### コンテンツ

動画・音声・テキストなどの情報の内容。本ガイドラインではホームページ上で提供する情報の内容を指す。

### 弱視

眼鏡やコンタクトレンズを用いた場合でも十分な視力を得られない状態のこと。弱視の人の見え方には、像がぼやける、まぶしくて（暗くて）ものがよく見えない、視野が狭い（または視野の一部が見えにくい）などがあるが、見え方や見えやすい条件にはかなりの個人差がある。

### スタイルシート

Cascading Style Sheets（CSS）。ホームページの文字の大きさや色、文字間や行間、ページのレイアウトなど、見栄えに関するさまざまな設定を行うための仕組み。HTML内に設定を記述する場合と、HTMLとは別の専用ファイルを用意し設定を記述する場合とがある。

### 代替テキスト

画像やイメージマップなどの内容を読み取れない利用者のために、画像の内容を説明するテキスト。視覚に障がいがあり音声読み上げソフトを利用している場合、画像に書かれている内容を目で読むことができないが、音声読み上げソフトが代替テキストの内容を読み上げることで、画像の内容を把握できる。

検索エンジンがページ内容を把握する際も、画像やイメージの内容は認識されないが、代替テキストを付与しておけば検索の対象になる。

## タグ

ホームページを作成する際にHTMLの仕様にしたがって記述する文字列。「`<`」記号と「`>`」記号を用いて構成される。(例：`<p>`、`<h1>`、`<title>`)

## テキストブラウザ

ホームページの内容についてテキストのみを表示するブラウザ。画像は表示することができず、画像の代わりに代替テキストの内容が表示される。

## ドメイン

インターネット上のコンピュータやネットワークを識別するために付けられている、個別の識別子。

## 階層ナビゲーション

ホームページの中のそのページの位置を示すとともに、上位階層のページへの移動手段を示すナビゲーションの仕組みの通称。breadcrumbs list (パンくずリスト) あるいはtopic path (トピックパス) と呼ばれる場合もある。

## ブラウザ

ホームページを閲覧するソフトウェア。Microsoft EdgeやGoogle Chromeのほか様々なソフトウェアが利用されている。音声読み上げソフトの中には、ホームページ利用専用の音声ブラウザがある。携帯電話やスマートフォンには、それぞれ専用のブラウザが装備されている。

## フレーム

ブラウザのウィンドウを、複数に区切りそれぞれに別々の内容を表示させる表現技法。メニューを表示するウィンドウと、情報の内容を表示するウィンドウに区切って表示するために用いられることが多い。

## マクロ

アプリケーションの操作を自動化するためのプログラム。

## みんなの公共サイト運用ガイドライン

国及び地方公共団体等の公的機関が、PDCAサイクルに基づきウェブアクセシビリティの確保・維持・向上に取り組むための総務省のガイドライン。2024年版には、JIS X 8341-3:2016に対応するため各団体が実施すべき取組項目や手順が示されている。

## CMS

Content Management System。ホームページ運用管理システム。HTMLを知らなくても、入力フォームを用いてページの作成、更新、削除、承認などの作業を行えるように支援するシステム。なお、本市では現在、システム株式会社のUD Faceを導入している。

## Flash

Adobe Flash。アドビシステムズ（Adobe Systems）が提供している動画やゲームなどを扱うための規格及びその内容を制作するソフトウェアの名称。アニメーション、ゲーム、ウェブサイトのナビゲーション、音楽再生などのコンテンツを作るために用いられる。

2020年末にサポートが終了した。

## HTML

HyperText Markup Languageの略。ホームページを作成するための言語。また、この言語で書かれたファイルをHTMLファイルと呼ぶ。

## JavaScript

プログラム言語の一つ。動的なホームページの構築や、高度なユーザインタフェースの開発に用いられる。

## JIS X 8341-3 : 2016

平成16年6月に策定され、平成28年3月に改正されたウェブアクセシビリティの確保に関する日本産業規格（JIS規格）。ホームページに関する初めてのJIS規格である。正式名称は、JIS X 8341-3:2016「高齢者・障害者等配慮設計指針 - 情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス - 第3部：ウェブコンテンツ」。

## meta要素

HTMLのタグの一つ。HTMLファイルの内容（ソース）の冒頭に記述されるheadタグの中に書かれる。このタグを用い、文書の説明、キーワードなどの文書の付加情報や文字コードなどを記載する。

## PDF

Portable Document Format。電子上の文書に関するファイルフォーマットの一つ。アドビシステムズが無料で配布しているAdobe Reader（旧Acrobat Reader）などを用いて、ファイルの閲覧や印刷を行うことができる。

## WCAG

Web Content Accessibility Guidelines。ウェブアクセシビリティの国際標準。JIS X 8341-3:2016はWCAG2.0（ISO/IEC 40500:2012）と同一の内容となっている。2023年10月に最新版のWCAG2.2が勧告され、2025年9月にISO/IEC 40500:2025として採用された。

7 JIS X 8341-3:2016達成基準・適合レベル

JIS X 8341-3:2016には61項目の達成基準が定められており、それぞれに優先すべき順を示すレベルとして適合レベルが定められています。

大阪市ウェブアクセシビリティ方針は、本市がどの達成基準をいつまでに満たすのかを示したもので、具体的には、網掛け部を除く達成基準について、令和9年度末までにめざすことを示しています。

達成基準		適合レベル	本ガイドラインの対応項目
1.1.1	非テキストコンテンツの達成基準	A	3.3.2. リンクの表現は、リンク先を予測できる内容にする 3.5.5. 画像に適切な代替テキストを用意する 3.5.6. 音声で情報を提供する場合は、音声で伝える情報の内容をテキストで用意する 3.5.7. 動画で情報を提供する場合は、動画で伝える情報の内容をテキストで用意する 3.6.2. 入力フォームは分かりやすく作成する
1.2.1	音声だけ及び映像だけ（収録済み）の達成基準	A	3.5.6. 音声で情報を提供する場合は、音声で伝える情報の内容をテキストで用意する 3.5.7. 動画で情報を提供する場合は、動画で伝える情報の内容をテキストで用意する
1.2.2	キャプション（収録済み）の達成基準	A	3.5.7. 動画で情報を提供する場合は、動画で伝える情報の内容をテキストで用意する
1.2.3	音声解説又はメディアに対する代替コンテンツ（収録済み）の達成基準	A	3.5.7. 動画で情報を提供する場合は、動画で伝える情報の内容をテキストで用意する
1.2.4	キャプション（ライブ）の達成基準	AA	3.5.7. 動画で情報を提供する場合は、動画で伝える情報の内容をテキストで用意する

達成基準		適合レベル	本ガイドラインの対応項目
1.2.5	音声解説（収録済み）の達成基準	AA	3.5.7. 動画で情報を提供する場合は、動画で伝える情報の内容をテキストで用意する
1.2.6	収録済みの音声コンテンツの手話通訳に関する達成基準	AAA	3.5.7. 動画で情報を提供する場合は、動画で伝える情報の内容をテキストで用意する
1.2.7	収録済みの映像コンテンツの拡張音声解説に関する達成基準	AAA	3.5.7. 動画で情報を提供する場合は、動画で伝える情報の内容をテキストで用意する
1.2.8	収録済みのメディアの代替コンテンツに関する達成基準	AAA	3.5.7. 動画で情報を提供する場合は、動画で伝える情報の内容をテキストで用意する
1.2.9	ライブの音声しか含まないコンテンツの代替コンテンツに関する達成基準	AAA	3.5.7. 動画で情報を提供する場合は、動画で伝える情報の内容をテキストで用意する
1.3.1	情報及び関係性の達成基準	A	3.1.2. スタイルシートを適切に使用する 3.2.6. 文書の見出しを適切に分ける 3.2.7. 箇条書きはCMSの箇条書き機能を使う（HTMLで表現する） 3.4.5. データを表すための表組みを分かりやすく作る 3.5.12. 色の上に依存した情報提供はしない
1.3.2	意味のある順序の達成基準	A	3.4.6. レイアウトは読み上げ順に配慮して構成する 3.5.4. 単語の間にスペースや改行を挿入しない
1.3.3	感覚的な特徴の達成基準	A	3.5.13. 形または位置の上に依存した情報提供はしない
1.4.1	色の使用の達成基準	A	3.3.1. リンク箇所は、識別と選択のしやすさに配慮する 3.5.12. 色の上に依存した情報提供はしない
1.4.2	音声の制御の達成基準	A	3.5.6. 音声で情報を提供する場合は、音声で伝える情報の内容をテキストで用意する
1.4.3	コントラスト（最低レベル）の達成基準	AA	3.1.1. 文字色と背景色の組合せ、コントラストに配慮する
1.4.4	テキストのサイズ変更の達成基準	AA	3.1.2. スタイルシートを適切に使用する 3.1.3. 文字サイズは利用者が変更できるようにする

達成基準		適合レベル	本ガイドラインの対応項目
1.4.5	文字画像の達成基準	AA	3.1.2. スタイルシートを適切に使用する 3.1.3. 文字サイズは利用者が変更できるようにする
1.4.6	より十分なコントラストに関する達成基準	AAA	3.1.1. 文字色と背景色の組合せ、コントラストに配慮する
1.4.7	小さい背景音又は背景音なしに関する達成基準	AAA	3.5.6. 音声で情報を提供する場合は、音声で伝える情報の内容をテキストで用意する
1.4.8	視覚的な表現に関する達成基準	AAA	3.1.3. 文字サイズは利用者が変更できるようにする 3.1.4. 読みやすい文字サイズ、フォント、行間を指定する
1.4.9	画像化された文字に関する例外のない達成基準	AAA	3.1.2. スタイルシートを適切に使用する 3.1.3. 文字サイズは利用者が変更できるようにする
2.1.1	キーボードの達成基準	A	3.6.1. キーボードだけですべての操作が行えるようにする
2.1.2	キーボードトラップなしの達成基準	A	3.6.1. キーボードだけですべての操作が行えるようにする
2.1.3	キーボード操作に関する例外のない達成基準	AAA	3.6.1. キーボードだけですべての操作が行えるようにする
2.2.1	タイミング調整可能の達成基準	A	3.6.4. 閲覧や操作、入力に制限時間を設定しない
2.2.2	一時停止、停止及び非表示の達成基準	A	3.4.8. ページの自動更新や自動的な移動は行わない 3.7.2. 表示内容の移動や変化について注意する
2.2.3	制限時間なしに関する達成基準	AAA	3.6.4. 閲覧や操作、入力に制限時間を設定しない
2.2.4	中断に関する達成基準	AAA	3.4.8. ページの自動更新や自動的な移動は行わない
2.2.5	再認証に関する達成基準	AAA	3.6.4. 閲覧や操作、入力に制限時間を設定しない
2.3.1	3回のせん（閃）光、又はしきい（閾）値以下の達成基準	A	3.7.1. 画面の激しい点滅は行わない
2.3.2	3回のせん（閃）光に関する達成基準	AAA	3.7.1. 画面の激しい点滅は行わない
2.4.1	ブロックスキップの達成基準	A	3.2.4. 共通のメニューを読みとばす仕組みを用意する 3.4.7. フレームは原則として使用しない
2.4.2	ページタイトルの達成基準	A	3.2.1. 適切なページタイトルをつける 3.4.7. フレームは原則として使用しない 3.5.10 PDFは極力使用せず、使用する場合は作成方法、提供方法に配慮する

達成基準		適合レベル	本ガイドラインの対応項目
2.4.3	フォーカス順序の達成基準	A	3.4.6. レイアウトは読み上げ順に配慮して構成する 3.6.1. キーボードだけですべての操作が行えるようにする
2.4.4	リンクの目的（コンテキスト内）の達成基準	A	3.3.2. リンクの表現は、リンク先を予測できる内容にする 3.3.3. PDF など HTML 以外のファイルにリンクを設定する場合は、分かりやすさに配慮する 3.3.4. ホームページ内のリンクと、外部へのリンクを区別する 3.5.5. 画像に適切な代替テキストを用意する
2.4.5	複数の手段の達成基準	AA	3.2.5. 複数の探索手段を用意する
2.4.6	見出し及びラベルの達成基準	AA	3.2.6. 文書の見出しを適切に分ける 3.2.7. 簡条書きは HTML で表現する 3.6.2. 入力フォームは分かりやすく作成する 3.6.3. フォームの入力内容を確認し、取り消しや修正が可能な仕組みを用意する
2.4.7	フォーカスの可視化の達成基準	AA	3.6.1. キーボードだけですべての操作が行えるようにする
2.4.8	現在位置に関する達成基準	AAA	3.2.3. 現在位置を把握するための仕組みを用意する
2.4.9	リンクの目的に関する達成基準	AAA	3.3.2. リンクの表現は、リンク先を予測できる内容にする 3.3.3. PDF など HTML 以外のファイルにリンクを設定する場合は、分かりやすさに配慮する 3.3.4. ホームページ内のリンクと、外部へのリンクを区別する 3.5.5. 画像に適切な代替テキストを用意する
2.4.10	セクション見出しに関する達成基準	AAA	3.2.6. 文書の見出しを適切に分ける 3.2.7. 簡条書きは HTML で表現する
3.1.1	ページの言語の達成基準	A	3.5.2. 言語コードと文字コードを指定する
3.1.2	一部分の言語の達成基準	AA	3.5.2. 言語コードと文字コードを指定する
3.1.3	一般的ではない用語に関する達成基準	AAA	3.4.2. 専門用語、省略語、流行語は多用しない 3.4.3. 外国語は多用しない
3.1.4	略語に関する達成基準	AAA	3.4.2. 専門用語、省略語、流行語は多用しない
3.1.5	読解レベルに関する達成基準	AAA	3.4.4. 分かりやすい説明、表現を心がける

達成基準		適合レベル	本ガイドラインの対応項目
3.1.6	発音及び読み仮名に関する達成基準	AAA	3.4.1. 読みの難しい言葉に読み方を併記する
3.2.1	フォーカス時の達成基準	A	3.3.5. 別ウィンドウを開く場合は、利用者が選択できるようにする 3.4.8. ページの自動更新や自動的な移動は行わない 3.6.1. キーボードだけですべての操作が行えるようにする
3.2.2	入力時の達成基準	A	3.3.5. 別ウィンドウを開く場合は、利用者が選択できるようにする 3.4.8. ページの自動更新や自動的な移動は行わない 3.6.1. キーボードだけですべての操作が行えるようにする
3.2.3	一貫したナビゲーションの達成基準	AA	3.2.2. 共通のナビゲーションの仕組みを用いる
3.2.4	一貫した識別性の達成基準	AA	3.2.2. 共通のナビゲーションの仕組みを用いる
3.2.5	利用者の要求による状況の変化に関する達成基準	AAA	3.3.5. 別ウィンドウを開く場合は、利用者が選択できるようにする 3.4.8. ページの自動更新や自動的な移動は行わない
3.3.1	エラーの特定の達成基準	A	3.6.3. フォームの入力内容を確認し、取り消しや修正が可能な仕組みを用意する
3.3.2	ラベル又は説明の達成基準	A	3.6.2. 入力フォームは分かりやすく作成する 3.6.3. フォームの入力内容を確認し、取り消しや修正が可能な仕組みを用意する
3.3.3	エラー修正の提案の達成基準	AA	3.6.3. フォームの入力内容を確認し、取り消しや修正が可能な仕組みを用意する
3.3.4	エラー回避（法的、金融及びデータ）の達成基準	AA	3.6.3. フォームの入力内容を確認し、取り消しや修正が可能な仕組みを用意する
3.3.5	ヘルプに関する達成基準	AAA	3.6.2. 入力フォームは分かりやすく作成する 3.6.3. フォームの入力内容を確認し、取り消しや修正が可能な仕組みを用意する
3.3.6	エラー回避に関する例外的でない達成基準	AAA	3.6.3. フォームの入力内容を確認し、取り消しや修正が可能な仕組みを用意する
4.1.1	構文解析の達成基準	A	3.5.1. 規格及び仕様に準拠する

達成基準		適合レベル	本ガイドラインの対応項目
4.1.2	名前 (name) , 役割 (role) 及び値 (value) の達成基準	A	3.4.7. フレームは原則として使用しない 3.5.1. 規格及び仕様に準拠する

次の項目については、JIS X 8341-3:2016の達成基準に定められたものではありませんが、ウェブアクセシビリティを高めるうえで基本的な項目となっています。

達成基準	適合レベル	本ガイドラインの対応項目
該当なし		3.5.3. 機種依存文字は使用しない 3.5.8. Word、Excel、PowerPoint形式のファイル提供には細心の注意を はらう 3.5.9. Word、Excel、PowerPointなどで作成したHTML文書は掲載しない 3.5.11. Flashは原則として使用しない 3.6.5. JavaScriptを使用する場合は、様々な利用者に配慮する

8 (参考) JIS規格の次期改正の見通し

JIS X 8341-3:2016は、ウェブアクセシビリティの国際標準である「Web Content Accessibility Guidelines (WCAG) 2.0 (ISO/IEC 40500:2012)」と同一の内容となっています。

2023年10月にWCAGの最新バージョン「WCAG2.2」が勧告され、2025年9月にISO/IEC 40500:2025として採用されたことを受け、近い将来にJIS X 8341-3が改正される見通しです。次期JIS改正では、現在の達成基準に、スマートフォン対応等に関する達成基準が追加されることが見込まれます。84ページ以降に、適合レベルA及びAAの達成基準について解説します。

(表) WCAG2.0から2.2にかけて追加された達成基準

達成基準		適合レベル
1.3.4	表示の向き	AA
1.3.5	入力目的の特定	AA
1.3.6	目的の特定	AAA
1.4.10	リフロー	AA
1.4.11	非テキストのコントラスト	AA
1.4.12	テキストの間隔	AA
1.4.13	ホバー又はフォーカスで表示されるコンテンツ	AA
2.1.4	文字キーのショートカット	A
2.2.6	タイムアウト	AAA
2.3.3	インタラクションによるアニメーション	AAA
2.4.11	隠されないフォーカス (最低限)	AA
2.4.12	隠されないフォーカス (高度)	AAA
2.4.13	フォーカスの外観	AAA
2.5.1	ポインタのジェスチャ	A
2.5.2	ポインタのキャンセル	A
2.5.3	ラベルを含む名前 (name)	A
2.5.4	動きによる起動	A
2.5.5	ターゲットのサイズ(高度)	AAA
2.5.6	入力メカニズムの共存	AAA
2.5.7	ドラッグ動作	AA
2.5.8	ターゲットのサイズ (最低限)	AA
3.2.6	一貫したヘルプ	A
3.3.7	冗長な入力項目	A
3.3.8	アクセシブルな認証 (最低限)	AA
3.3.9	アクセシブルな認証 (高度)	AAA
4.1.3	ステータスメッセージ	AA

以下の資料に基づき作成

- ウェブアクセシビリティ基盤委員会「WCAG 2.2（日本語訳）」(<https://waic.jp/translations/WCAG22/>)
- ウェブアクセシビリティ基盤委員会「WCAG 2.2 解説書（日本語訳）」  
(<https://waic.jp/translations/WCAG22/Understanding/>)
- ウェブアクセシビリティ基盤委員会「WCAG 2.2 テクニック集（日本語訳）」  
(<https://waic.jp/translations/WCAG22/Techniques/>)
- ウェブアクセシビリティ基盤委員会「WCAG 2.1 達成方法集（日本語訳）」  
(<https://waic.jp/translations/WCAG21/Techniques/>)
- W3C「Understanding WCAG2.2」(<https://www.w3.org/WAI/WCAG22/Understanding/>)
- W3C「Techniques for WCAG2.2」(<https://www.w3.org/WAI/WCAG22/Techniques/>)

8. 1 知覚可能

8. 1. 1 表示の向きを制限しない

関連 WCAG 達成基準	関連 WCAG 適合レベル
1.3.4	AA

作成方針

(1) 携帯情報端末を縦向き、横向きのどちらにしても、ホームページを閲覧、操作できるようにする。

配慮が必要な理由

スマートフォンやタブレット端末などの携帯情報端末は、画面の向きを縦、横に回転させることで、ホームページを縦向き、横向きに表示させることができます。

利用者の中には、電動車椅子やベッドに端末を固定し、自由に向きを変えられない人がいます。そのため、特定の向きでないと表示できなかつたり、操作できなかつたりすることがないように、配慮が必要です。

【良い例】スマートフォンを縦向き、横向きのどちらにしても表示に問題がない。



8. 1. 2 入力フォームは目的を特定できる

関連 WCAG 達成基準	関連 WCAG 適合レベル
1.3.5	AA

**作成方針**

- (1) 利用者が氏名や郵便番号、住所、電話番号等を入力する場合に、各入力フォームの目的を特定できるようにする。

**配慮が必要な理由**

利用者のブラウザに保存されている自動入力の値が、入力フォームの名前や住所等の欄に自動入力されると、記憶することが難しいなど認知能力に障がいのある利用者等は、情報を記憶しなくてもよくなります。手の不自由な利用者の入力の負担も軽減されます。

8. 1. 3 スマートフォン表示で横スクロールが発生しない

関連 WCAG 達成基準	関連 WCAG 適合レベル
1. 4. 10	AA

作成方針

- (1) ブラウザの幅を1,280ピクセルにし、かつ400%に拡大した状態で、表示が欠けたり横スクロールが発生したりしないようにする。ただし、掲載されている情報の理解に表形式であることが必須のデータ表の場合は、横スクロールが発生することが許容される。

配慮が必要な理由

弱視の利用者など、画面を大きく拡大する利用者にとって、文章やコンテンツが欠けたり隠れたりすることなく、横スクロールせずに画面内に折り返って表示されると見やすくなります。これはスマートフォンの利用でも同様です。

【良い例】

400%に拡大表示しても表示が欠けたり、横スクロールが発生しない。



8. 1. 4 文字以外の隣接する色どうしの組み合わせ、コントラストに配慮する

関連 WCAG 達成基準	関連 WCAG 適合レベル
1. 4. 11	AA

作成方針

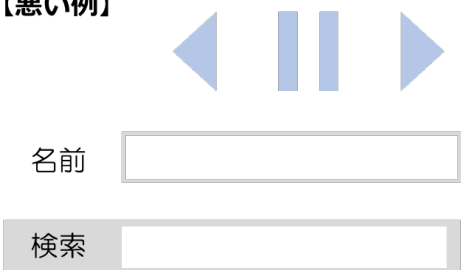
- (1) 操作ボタンや入力欄を特定するのに必要な色と背景色について、コントラストチェッカー（CMSの「Web表示確認」画面より起動）、カラー・コントラスト・アナライザー（政策企画室所属サイトに掲載）等を用いて、3:1以上のコントラスト比を確保する。
- (2) 操作ボタン等が選択されているなどの状態を特定するのに必要な色と背景色について、3:1以上のコントラスト比を確保する。
- (3) 文字情報のないアイコンの色は、周囲の色と3:1以上のコントラスト比を確保する。
- (4) グラフや図を理解するために必要な線や領域の色は、周囲と3:1以上のコントラスト比を確保する。
- (5) キーボードのTABキーを使ってホームページ内のリンクやフォームの選択候補（フォーカス）を移動する場合に、フォーカス枠線の色は、背景色と3:1以上のコントラスト比を確保する。

配慮が必要な理由

弱視の利用者や色覚に障がいのある利用者は、コントラストの低い操作ボタンやアイコン等を識別するのが困難です。文字色と背景色とのコントラストに配慮することに加えて、操作ボタンや入力欄、アイコン、グラフや図を理解するための線等のコントラストにも配慮することが必要です。

【例】操作ボタンや入力欄

**【悪い例】**

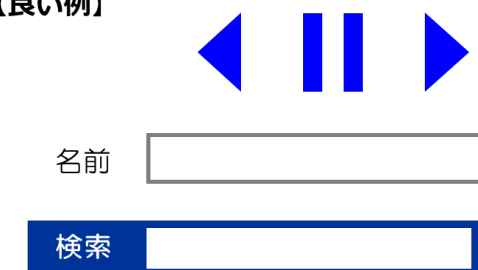


名前

検索

操作ボタンや入力欄の色と背景色の組み合わせ（コントラスト比）が不十分なため判別しづらい

**【良い例】**




名前

検索

操作ボタンや入力欄の色と背景色のコントラスト比が十分あるため識別しやすい

【例】文字情報のないアイコン

**【悪い例】**



アイコン内の図の部分の色と背景色の組み合わせ（コントラスト比）が不十分なため何をあらわしているか判別しづらい

**【良い例】**



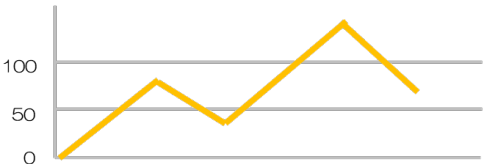
文字情報がある場合は図の部分にコントラストは求められない



図の部分と背景色とにコントラスト比が十分あるため判別しやすい

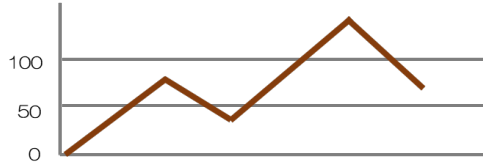
【例】グラフや図を理解するために必要な線や領域

**【悪い例】**



目盛り線や折れ線の色と背景色のコントラスト比が不十分なため判別しづらい

**【良い例】**



目盛り線や折れ線の色と背景色のコントラスト比が十分なため判別しやすい  
グラフの数値を記載することも有効

【例】フォーカス枠線

**【悪い例】**

- [新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の発生状況](#)  
2025年11月27日
- [インフルエンザの発生状況](#)  
2025年11月27日
- [パルスオキシメーターの返却について](#)  
2025年11月25日

フォーカス枠線の色と背景色のコントラスト比が不十分なため判別しづらい

**【良い例】**

- [新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の発生状況](#)  
2025年11月27日
- [インフルエンザの発生状況](#)  
2025年11月27日
- [パルスオキシメーターの返却について](#)  
2025年11月25日

フォーカス枠線の色と背景色のコントラスト比が十分あるため判別しやすい

8. 1. 5 テキストの間隔を広げられる

関連 WCAG 達成基準	関連 WCAG 適合レベル
1. 4. 12	AA

作成方針

(1) 利用者が行、単語、文字及び段落間の間隔を広げても、ホームページの閲覧、操作に支障がないようにする。

配慮が必要な理由

弱視やディスレクシア（読字障害）がある人の中には、ブラウザの設定変更等により、自分が読みやすいように行や単語、文字、段落間の間隔を広げてホームページを利用している人がいます。

【良い例】



利用者が自分の見やすいように設定変更を行い、行、単語、文字及び段落間の間隔を広げても、閲覧や操作に支障がない。

## 8. 1. 6 追加表示されるコンテンツを制御できる

関連 WCAG 達成基準	関連 WCAG 適合レベル
1. 4. 13	A A

## 作成方針

- (1) マウスオーバー時やキーボードフォーカス時に表示される追加コンテンツは、追加コンテンツを表示したままその上でマウスポインターを動かすことができるようにする。
- (2) マウスオーバー時やキーボードフォーカス時に表示される追加コンテンツは、Escキーを押すなどの簡単な方法で非表示にできるようにする。
- (3) マウスオーバー時やキーボードフォーカス時に表示される追加コンテンツは、ホバーやフォーカスが解除されるまで表示され続けるようにする。

## 配慮が必要な理由

例えばマウスポインターが乗るとメニューや注釈などの追加コンテンツが表示されるページでは、画面を拡大表示している利用者が追加コンテンツを見づらかったり、手の不自由な利用者が意図せず追加コンテンツを表示してしまうことがあります。

上記のような追加コンテンツは、追加コンテンツ上でマウスポインターを動かしたり、簡単に非表示にできる必要があります。

## 8. 2 操作可能

### 8. 2. 1 文字キーのみのショートカットを提供しない

関連 WCAG 達成基準	関連 WCAG 適合レベル
2.1.4	A

#### 作成方針

- (1) ホームページにキーボードショートカット機能を設置する場合、文字や数字キーだけでなく、CtrlキーやAltキーなどの装飾キーを併用する仕組みとする。

#### 配慮が必要な理由

例えば、キーボードを正確に押すのが難しい人が誤って押した1文字をきっかけに、ページの読み上げが始まったり、カーソルが検索ボックスに移動してしまったりするような仕組みがあると、誤操作につながります。

【良い例】キーボードで「Alt」と「L」を同時に押すと、共通ヘッダーの「読み上げ」にキーボードフォーカスが当たり、ページの読み上げが開始される。誤って「L」だけを押しても開始されない。



8. 2. 2 フォーカスが隠れないようにする

関連 WCAG 達成基準	関連 WCAG 適合レベル
2.4.11	AA

**作成方針**

- (1) キーボードのTABキーを使ってホームページ内のリンクやフォームの選択候補（フォーカス）を移動する場合に、フォーカスが完全に隠れることがないようにする。

**配慮が必要な理由**

手の動作が不自由でマウスの使用に支障がある人など、すべての操作をキーボードで行う人がいます。

このような人にとって、TAB キーを用いてリンク等を移動する際に、現在フォーカスがどこに当たっているかを認識できることは重要です。そのため、画面をスクロールしてもヘッダーやフッターが固定表示されるページや、通知等の小画面が追加表示されるページでは、フォーカスの当たっている箇所が隠されることがないようにする必要があります。

8. 2. 3 1本指で操作できるようにする

関連 WCAG 達成基準	関連 WCAG 適合レベル
2.5.1	A

**作成方針**

- (1) 複数の指を使った操作が必要な場合に、ボタン等の代替手段を提供する。
- (2) 始点から終点まで特定の経路をなぞる必要がある場合に、ボタン等の代替手段を提供する。

**配慮が必要な理由**

手が不自由なため、タッチスクリーンで2本指を使ってピンチズームをしたり、マウスを正確にスワイプする等の操作が難しい人がいます。代替手段としてボタンが提供してあれば、1本指で操作することができます。

8. 2. 4 指を離したときに実行されるようにする

関連 WCAG 達成基準	関連 WCAG 適合レベル
2.5.2	A

**作成方針**

- (1) クリックやタップ等により操作する機能は、指で触れたりクリックしただけでは実行されないようにする。
- (2) クリックやタップ等により操作する機能は、指やクリックを外すとキャンセルできる。

**配慮が必要な理由**

誤った操作が起きにくいようにするとともに、誤ってクリックしてしまった場合に容易にキャンセルできるようにします。

8. 2. 5 目に見えるラベルとプログラムの名前を一致させる

関連 WCAG 達成基準	関連 WCAG 適合レベル
2.5.3	A

作成方針

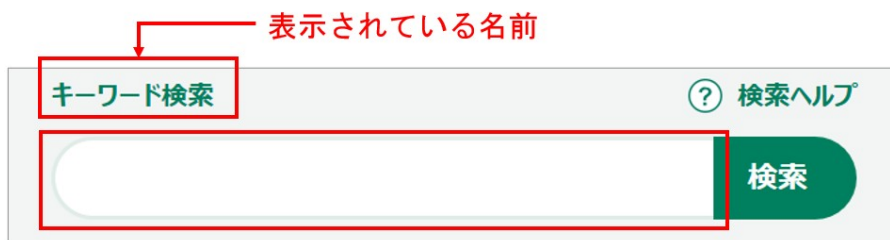
- (1) 入力フォームやボタンに目に見える名前（ラベル）が表示されている場合に、プログラムの名前と一致させる。

配慮が必要な理由

音声読み上げソフトや音声入力などの支援技術は、入力フォームやボタンなどに実装されているプログラム名を認識します。表示されているラベルとプログラムに記述されている名前とが異なると、利用者が混乱したり操作できなくなる恐れがあります。

【悪い例】

入力欄に「キーワード検索」と表示されているが、プログラムでは「検索キーワード」と書かれている。



```
<input type="text" title="検索キーワード">
```

↑ 入力欄のプログラムの名前

8. 2. 6 動きによる操作はその他の方法でも操作できる

関連 WCAG 達成基準	関連 WCAG 適合レベル
2.5.4	A

**作成方針**

- (1) 端末を動かしたり、利用者が動いたりすることによって引き起こされる操作は、その他の方法でも同じ操作ができるようにする。
- (2) 端末を動かしたり、利用者が動いたりすることで操作する機能は、オフにできる。

**配慮が必要な理由**

スマートフォン等の端末を傾けたり、利用者がカメラに向かって動いたりすることによって引き起こされる操作がある場合、代替手段が提供されていないと、例えばベッドに端末が固定されている人や、操作に必要な動きができない人が操作できなくなってしまう。

また、偶発的な誤作動を防ぐために、動きによって操作する機能はオフにできる必要があります。

8. 2. 7 ドラッグすることなく操作できる

関連 WCAG 達成基準	関連 WCAG 適合レベル
2.5.7	AA

**作成方針**

- (1) ドラッグが必要な操作は、クリックやタップでも同じ操作ができる。

**配慮が必要な理由**

手が不自由な人など、マウスのボタンを指で押したままマウスを動かすドラッグの動作を正確に行うのが難しい人がいます。また、マウスの代わりに特殊な入力装置を使っている人も、ドラッグの正確な動作が困難です。

ドラッグが必要な操作は、ドラッグすることなく、クリックやタップすることでも同じ操作ができることが重要です。

8. 2. 8 操作できる箇所は十分な大きさにする

関連 WCAG 達成基準	関連 WCAG 適合レベル
2.5.8	AA

作成方針

- (1) ボタンやリンクなどの操作箇所のサイズは、24×24 CSSピクセル以上とする。
- (2) 複数の操作箇所が並んでいる場合は、十分に間隔を空ける。

配慮が必要な理由

手が不自由で細かい操作や正確な操作が難しい人が誤操作をしないように、クリックやタップをする箇所は十分な大きさを確保することが重要です。

【良い例】



1つ1つのボタンの大きさが24×24ピクセル以上あり、操作しやすい。

【悪い例】



1つ1つのボタンが小さく、隣のボタンとの間隔も狭いため、押し間違えてしまう恐れがある。

### 8. 3 理解可能

#### 8. 3. 1 共通のヘルプの仕組みを用意する

関連 WCAG 達成基準	関連 WCAG 適合レベル
3.2.6	A

#### 作成方針

- (1) 各ページのフッターに、大阪市への問い合わせ先やサイトの使い方のページへのリンクを共通の場所、並び順で配置する。

#### 配慮が必要な理由

各ページの同じ場所にヘルプの仕組みが提供されていることによって、利用者がホームページを利用している時に分からないことがあっても、問い合わせたり、自分で調べたりすることが容易になります。

#### 【良い例】

The screenshot shows a website footer with three main columns of information. Red boxes highlight specific elements:

- Left Column:**
  - 手続きやイベントのご案内**
    - [大阪市総合コールセンター](#) (highlighted)
    - 8時00分から21時00分まで（年中無休）
    - ☎ 06-4301-7285
  - 皆さんの声をお寄せください**
    - > [市政へのご意見・ご要望（市民の声）](#)
    - > [違法又は不適正な職務に関するもの（公益通報）](#)
    - > [子どものいじめ、児童虐待体罰等に関するSOS](#)
  - [「皆さんの声をお寄せください」一覧](#)
- Middle Column:**
  - このサイトについて**
    - > [サイトの使い方](#) (highlighted)
    - > [サイトの考え方](#)
    - > [サイト管理者](#)
    - > [サイトマップ](#)
    - > [RSS配信](#)
    - > [掲載データを使う](#)
    - > [過去のサイト](#)
    - > [リニューアルにあたって](#)
    - > [正しく表示されないときは](#)
    - > [お問い合わせ](#) (highlighted)
- Right Column:**
  - 大阪役所**
    - 法人番号：6000020271004
    - 所在地**
      - 〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号
    - 電話**
      - 06-6208-8181（代表）
    - 開庁時間**
      - 月曜日から金曜日の9時00分から17時30分まで
      - （土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日までは休み）

Copyright (C) City of Osaka All rights reserved.

8. 3. 2 同じ情報を繰り返し入力しない仕組みを用意する

関連 WCAG 達成基準	関連 WCAG 適合レベル
3.3.7	A

**作成方針**

- (1) 複数のステップを踏む手続きの中で再入力が必要な情報は、自動入力されるか、利用者が選択できるようにする。ただしパスワードの再入力等、必要不可欠な場合は除く。

**配慮が必要な理由**

複数のステップを踏む手続きのなかで、一度入力した情報を覚えておいて、再度後のステップでも再入力することは認知や記憶に障がいのある利用者の負担となります。また、自動入力や選択の仕組みを用意することによって、手の動作が不自由な利用者の入力の負担を減らすことにもつながります。

8. 3. 3 ログインしやすい仕組みを用意する

関連 WCAG 達成基準	関連 WCAG 適合レベル
3.3.8	AA

**作成方針**

- (1) セキュリティ確保に支障のない範囲で、ログインしやすい仕組みを用意する

**配慮が必要な理由**

ログインの際に、ユーザー名やパスワードといったログイン情報を記憶しそれらを入力するのが負担になる人がいます。例えば、パソコンに保存しておいたログイン情報をコピー・アンド・ペーストできるなど、記憶に頼らない認証方法があることが有効です。

## 8. 4 堅牢 (Robust)

### 8. 4. 1 ステータスメッセージが読み上げられるようにする

関連 WCAG 達成基準	関連 WCAG 適合レベル
4.1.3	AA

#### 作成方針

- (1) 画面内に利用者の操作が成功または失敗したこと、待機中であることなどを表示する「ステータスメッセージ」は、音声読み上げされるようにする。

#### 配慮が必要な理由

音声読み上げソフトの利用者など、画面の変化に気づくのが難しい人がいます。例えばアンケートフォームに誤った値を入力して送信してしまった場合に、「メールアドレスの入力形式が誤っています」などのテキストが表示される場合に、音声読み上げソフトでも問題なく読み上げられるようにします。

#### 【良い例】



①アンケートで、入力必須項目に何も入力せずに送信する。

②入力エラーのメッセージが表示される。このメッセージ部分も音声読み上げされる。

## 9 大阪市ウェブアクセシビリティ方針

### ウェブアクセシビリティとは

ウェブアクセシビリティとは、高齢者や障がいのある人も含めて、すべての人がホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できることを意味します。

ウェブアクセシビリティに関する日本産業規格 JIS X 8341-3:2016（以下、JIS と記載）が平成 28 年に改正公示され、平成 28 年に改定された総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2024 年版）」により、地方公共団体等の公的機関に対し JIS に対応したホームページとするための取組みが求められています。

### 大阪市ホームページウェブアクセシビリティ方針

#### 【大阪市の取組み】

大阪市では、誰もが利用しやすいホームページの運営に努め、JIS X 8341-3 : 2016 「高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器, ソフトウェア及びサービス-第 3 部：ウェブコンテンツ」に基づいたウェブアクセシビリティ方針を定め、現行ウェブページの改善を図っています。

- ・平成 26 年度に JIS X 8341-3:2010 に基づく試験を実施し、JIS の等級 AA に一部準拠していることを確認しました。
- ・平成 29 年度に JIS X 8341-3:2016 に基づく試験を実施し、JIS の適合レベル AA に準拠していることを確認しました。
- ・平成 30 年度に JIS X 8341-3:2016 に基づく試験を実施し、JIS の適合レベル AA に準拠していることを確認しました。
- ・令和元年度に JIS X 8341-3:2016 に基づく試験を実施し、JIS の適合レベル AA に準拠していることを確認しました。
- ・令和 2 年度に JIS X 8341-3:2016 に基づく試験を実施し、JIS の適合レベル AA に準拠していることを確認しました。
- ・令和 3 年度に JIS X 8341-3:2016 に基づく試験を実施し、JIS の適合レベル AA に準拠していることを確認しました。
- ・令和 4 年度に JIS X 8341-3:2016 に基づく試験を実施し、JIS の適合レベル AA に準拠していることを確認しました。
- ・令和 5 年度に JIS X 8341-3:2016 に基づく試験を実施し、JIS の適合レベル AA に準拠していることを確認しました。
- ・令和 6 年度から、総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2024 年版）」に基づき更に取組を推進するため取組対象範囲を拡大し、CMS 管理下のウェブページから本市ホームページ全体のウェブページに見直し、JIS X 8341-3:2016 に基づく試験を実施しました、その結果、JIS の適合レベル A に一部準拠していることを確認しました。
- ・令和 7 年度に JIS X 8341-3:2016 に基づく試験を実施し、JIS の適合レベル〇に準拠していることを確認しました。

#### 【今後の目標（ウェブアクセシビリティ方針）】

## (1) 対象範囲

<https://www.city.osaka.lg.jp/>ドメイン以下においてCMS（コンテンツ・マネジメント・システム）管理下にあるコンテンツのほか、CMS外コンテンツなども含めた本市ホームページ全体のウェブページ

ただし、以下の項目については、情報量及び技術的な観点等により、取組の対象範囲外としますが、できるだけ多くの方が支障なく情報取得できるよう、代替情報の提供等に努めます。

- ・PDF、Word、Excel などのファイル
- ・動画ファイル
- ・バナー広告
- ・SNS（ソーシャルネットワーキングサービス：Facebook、X 等）のプラグインを利用して情報を提供しているページ
- ・CMSの機能上の制限によりHTMLの要素で表現できない箇所
  - 複雑なリスト要素の一部の箇条書き表現
  - 外国語で提供するホームページの言語の達成基準

## (2) 目標とする適合レベル

適合レベルAAに準拠

JISにはA、AA、AAAの3つの適合レベルがあります。

この表記方法は、情報通信アクセス協議会ウェブアクセシビリティ基盤委員会「ウェブコンテンツのJIS X 8341-3:2016 対応度表記ガイドライン 2021年4月版」で定められた表記によるものです。（URL <https://waic.jp/docs/jis2016/compliance-guidelines/202104/>）

また、総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2024年版）」に基づき、次期JIS改正で追加が見込まれている、WCAG2.2までに追加された適合レベルA及びAAの達成基準も達成目標に含めます。

## (3) 目標を達成する期限

令和9年度末

## (4) 担当部署

政策企画室市民情報部広報担当

電話：06-6208-7251

ファックス：06-6227-9090

## (5) 目標に追加する達成基準

適合レベルAAAのうち、以下の達成基準については目標に含めます。

- 2.1.3 キーボード操作に関する例外のない達成基準
- 2.3.2 3回のせん（閃）光に関する達成基準

## 【改定履歴】

- ・平成25年3月29日 策定
- ・平成26年12月25日 一部改定
- ・平成27年3月30日 一部改定
- ・平成30年2月15日 一部改定
- ・平成31年2月21日 一部改定
- ・平成31年4月1日 一部改定
- ・令和2年2月14日 一部改定
- ・令和2年4月30日 一部改定
- ・令和3年4月1日 一部改定
- ・令和4年4月1日 一部改定
- ・令和5年4月1日 一部改定
- ・令和6年4月1日 一部改定
- ・令和7年4月1日 一部改定
- ・令和8年4月1日 一部改定

大阪市ウェブアクセシビリティガイドライン（第10版）

令和8年4月